

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、三戸町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な*地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に防災・減災のための町民運動の展開を図るものとする。

『※ 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。』

○ 資料編 1-1「参考：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）抜粋」

第2節 計画の性格

この計画は、三戸町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震災害対策計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、三戸町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、三戸町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 三戸町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、三戸町及び防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

2 災害予防計画（第3章）

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、三戸町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。

3 災害応急対策計画（第4章）

風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、三戸町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画（第5章）

雪害、火山災害、事故災害に係る三戸町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

5 災害復旧計画（第6章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、三戸町及び防災関係機関等が講ずるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、三戸町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 町

町は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が町域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域及び町の住民の生命、身体並びに財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
三 戸 町	三戸町	1 防災会議に関すること 2 防災に関する組織の整備に関すること 3 防災に関する調査、研究に関すること 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5 防災に関する物資等の備蓄に関すること 6 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8 *¹要配慮者の安全確保に関すること 9 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 10 水防活動、消防活動に関すること 11 災害に関する広報に関すること 12 避難の*²勧告・指示に関すること 13 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 14 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 15 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 16 建築物の応急危険度判定に関すること 17 罹災証明の発行に関すること 18 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 19 その他災害対策に必要な措置に関すること
	三戸町教育委員会	1 防災教育に関すること 2 文教施設の保全に関すること 3 災害時における応急の教育に関すること 4 その他災害対策に必要な措置に関すること

消 防 機 関	八戸地域広域市町村圏 事務組合消防本部 三戸消防署 三戸町消防団	1 災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 人命の救助及び救急活動に関すること 3 住民等への情報伝達及び避難誘導に関すること 4 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
	八戸圏域水道企業団	1 給水施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
青 森 県	三戸警察署	1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2 災害時の警備に関すること 3 災害広報に関すること 4 被災者の救助、救出に関すること 5 災害時の遺体の検視に関すること 6 災害時の交通規制に関すること 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8 避難の勧告・指示に関すること 9 その他災害対策に必要な措置に関すること
	三八地域県民局 地域健康福祉部	1 災害救助に関すること 2 医療機関との連絡調整に関すること 3 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4 防疫に関すること
	三八地域県民局 地域農林水産部	1 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること

青森県	三八地域県民局 地域整備部	1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2 水防活動に関すること
	三八教育事務所	1 文教関係の災害情報の収集に関すること 2 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指定 地方 行政 機関	東北総合通信局	1 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2 非常通信訓練に関すること 3 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青森労働局 (八戸労働基準監督署)	1 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2 事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること 3 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 4 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること 5 災害時における労務供給に関すること
	農林水産省 (東北農政局) (青森支局)	1 災害時における主要食糧（米穀）の供給に係る連絡調整に関すること 2 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関すること 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること

指 定 地 方 行 政 機 関	東北森林管理局	1 森林、治山による災害防止に関すること 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3 山火事防止対策等に関すること 4 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北運輸局 （青森運輸支局）	1 災害時における鉄軌道事業者の安全運行の確保に関すること 2 災害時における陸上輸送に係る調査及び指導に関すること 3 災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令に関すること
	青森地方气象台	1 気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること 3 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること 4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること 5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること 6 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること

指定 地方 行政 機関	東京航空局 〔三沢空港事務所〕 〔青森空港出張所〕	1 航空機事故防止のための教育・訓練に関する事 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事 3 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事 4 遭難航空機の捜索に関する事 5 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 6 飛行場における事故の消火及び救助等に関する事 7 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関する事 8 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関する事
	陸上自衛隊八戸駐屯地	1 災害時における人命及び財産保護のための救援に関する事 2 災害時における応急復旧の支援に関する事
指定 公共 機関 及び 指定 地方 公共 機関	東日本旅客（北海道旅客、 日本貨物）鉄道株式会社 青い森鉄道株式会社 I G Rいわて銀河鉄道株式 会社	1 鉄道事業の整備及び管理に関する事 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事 3 その他災害対策に関する事
	東日本電信電話株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ ドコモ東北八戸支店	1 気象警報の町への伝達に関する事 2 「非常通話」、「緊急通話」又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事 3 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4 電気通信設備の早期復旧に関する事 5 災害時における特設公衆電話の設置に関する事
	日本郵便株式会社 （三戸郵便局）	1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事
	日本赤十字社青森県支部	1 災害時における医療対策に関する事 2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事 3 義援金品の募集及び配分に関する事

指定公共機関及び指定地方公共機関	東北電力株式会社 八戸営業所	1 電力施設の整備及び管理に関すること 2 災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会八戸放送局 青森放送株式会社八戸支局 株式会社青森テレビ 八戸支局 青森朝日放送株式会社	1 放送施設の整備及び管理に関すること 2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	一般社団法人青森県エルピーガス協会三八支部	1 ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	一般社団法人八戸市医師会	1 災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人青森県トラック協会三戸支部 南部バス株式会社 三戸営業所 日本通運株式会社八戸支社	1 輸送施設の整備及び管理に関すること 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
	日本銀行青森支店	1 災害時における通貨及び金融対策に関すること
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	三戸町商工会、 商工業関係団体	1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	農林水産業関係協同組合 (八戸農業協同組合) 森林組合 (三八地方森林組合) 土地改良区 (三戸土地改良区) 三戸漁業協同組合	1 農林水産業に係る被害調査に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること

公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	運輸業関係団体	1 災害時における輸送等の協力に関すること
	建設業関係団体	1 災害時における応急復旧への協力に関すること
	自主防災組織・青年団・女性団体・町内会等	1 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること 2 災害応急対策に対する協力に関すること
	放送機関 株式会社エフエム青森	1 放送施設の整備及び管理に関すること 2 気象予報・警報、災害情報等の放送及び防災知識の普及に関すること
	病院等経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3 災害時における病人等の収容、保護に関すること 4 災害時における負傷者の医療・助産救助に関すること
	社会福祉施設経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3 災害時における入居者の保護に関すること
	金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資に関すること
	学校法人	1 防災教育に関すること 2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること 3 災害時における応急の教育に関すること
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関すること
	多数の者が出入りする事業所等（病院・デパート・工場等）	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること

『※1 要配慮者：災害時に限定せず、一般の配慮を要する者で、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等をいう。』

『※2 勧告・指示：「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の町民等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、町民等を避難のために立ち退かせるためのものをいう。』

第6節 町の自然的・社会的条件

1 位 置

本町は、青森県の最南端部に位置し、奥羽山系の東斜面にある。東西に28km、南北に13kmと東西に細長く、西部は秋田県鹿角市に接し、西南部は田子町と岩手県二戸市に、東は南部町に、北は新郷村に接している。経度で見ると、東経141度16分、北緯40度22分に位置し、面積は151.79km²である。

2 地 勢

(1) 地形及び地質

ア 地 形

本町は奥羽山脈北部の東斜面にあり、面積の約66%が山地である。一級河川の馬淵川及び熊原川、猿辺川の3河川が流れており、この河川流域に平坦地が多く、集落が展開している。

イ 地 質

本町の地質は大部分が火山岩層の上部に堆積した第3紀層により構成されているが、馬淵川熊原川、猿辺川の流域は沖積層からなり、ほとんど植壤土で肥沃である。町東部に折爪断層が確認されている。

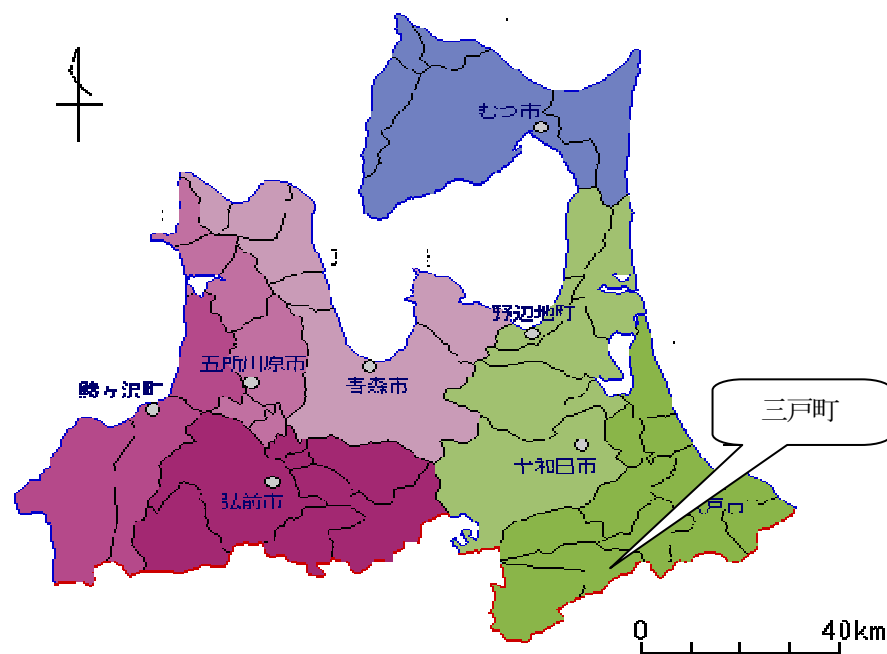
(2) 河川、湖沼及び山岳

本町は熊原川が町の中心部を流れ、猿辺川が山間地を東流している。また、一級河川の馬淵川は岩手県から町の東端に流れ込み、隣町の南部町に流入する直前で熊原川と合流している。

湖沼については、大きいものはなく、小さい溜池が散在する。

(3) 道 路

本町を通る道路は、青森・東京間の国道4号と秋田へ抜ける国道104号が町の中心を走っており、東部は青い森鉄道が通過する交通の要衝である。



3 気 象

平均最高気温15.32℃、平均最低気温5.1℃、平均気温9.94℃（いずれも平成22年～平成26年までの5カ年平均）となっている。本町の中心部を流れる熊原川の流域は盆地状の地形であるため、極寒期（1・2月）においては最低気温が－10℃を下回り、7・8月では最高気温が35℃に達するときがある。青森県内でも寒暖の差が激しいところであるといえよう。

また、本町は内陸部にあるため、北東北太平洋沿岸地域特有の偏東風（ヤマセ）による低温の影響は少なく、農業には恵まれている。

年間降水量は、1,000mm前後であるが、近年は夏場の集中豪雨等により、しばしば農作物及び農業用施設等に大きな被害を受けている。降雪量は少なく、過去5カ年（平成22年～平成26年）の最大積雪深は89cm、同平均最大降雪深は38.4cmとなっている。

4 人口及び世帯

平成27年国勢調査による人口は、10,135人であり、平成22年に比べ1,164人の減少となった。男女別では、男 4,753人、女 5,382人であった。また、世帯数は3,756世帯となっている。

町の人口動態は次のとおりである。

昭和40年	人口 16,743人	世帯数 3,782世帯
昭和50年	人口 15,602人	世帯数 4,090世帯
昭和60年	人口 15,200人	世帯数 4,275世帯
平成 2年	人口 14,440人	世帯数 4,211世帯
平成 7年	人口 13,740人	世帯数 4,250世帯
平成12年	人口 13,223人	世帯数 4,312世帯
平成17年	人口 13,093人	世帯数 4,641世帯
平成22年	人口 11,299人	世帯数 3,961世帯
平成27年	人口 10,135人	世帯数 3,756世帯

町の人口は減少傾向にあり、ライフスタイルの変化や核家族化している。

5 土地利用状況

本町の総面積は151.79km²を有しており、このうち109.93km²が山林原野で、全体の72.5%を占めている。

農地は31.50km²で、田が11.08km²、畑が20.42km²となっている。

また、宅地は3.40km²で全体の2.2%となっている。

6 産業及び産業構造の変化

本町の就業人口は年々減少傾向にあり、平成22年は6,290人である。就業人口の構成比率は、第1次産業27.2%、第2次産業16.7%、第3次産業56.1%であり、第1次産業の就業人口比率の減少が目立つ。

また、町の平成26年度純生産額は27,518百万円で、産業別の割合では第1次産業14.2%、第2次産業19.4%、第3次産業66.4%である。1次産業が前年度より減少している反面、

第2、3次産業で生産額をやや増加させている。

第7節 災害の記録

1 水 害

本町では、水害による被害が比較的多く、過去においては7～9月の集中豪雨による被害が多く、何度も橋が流出し、特に昭和54年8月、61年8月、平成5年7月、23年9月及び25年9月の豪雨による水害は、農作物及び農業施設等に大きな被害をもたらしている。

2 風 害

本町の風害における被害は、比較的少ないが小規模なものは発生している。特徴としては、春先の乾燥期に吹く強風があげられる。

3 雪 害

本町は青森県下でも、積雪量が特に少なく山間部においても、40～60cmぐらいのものであるが、時には湿気の多いベタ雪が降ることがあり、果樹や山林の枝折れによる被害が発生することがある。

4 火 災

本町における過去の火災は、春の乾燥期に集中しており、特に享保の大火災は、283戸の焼失、大正11年6月の95戸、昭和31年4月の25戸焼失が主なるものである。

5 土砂災害

本町における過去の土砂災害は、水害の被害とともに7月～9月に多く発生している。特に昭和56年には土砂災害（崩れ）により人的被害が発生している。

6 その他

本町は県南に位置していて、夏は県下でも一番暑く、冬は県下の最低気温を記録することも度々であり、積雪量の少ない地域であるが、晩霜や初霜による農作物の被害が多く見られる。

○ 資料編 1-7-1 「災害の記録（風水害）」

第8節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常降雨による災害
- 3 豪雪による災害
- 4 航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- 5 その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防 災 組 織

第1節 三戸町防災会議

三戸町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

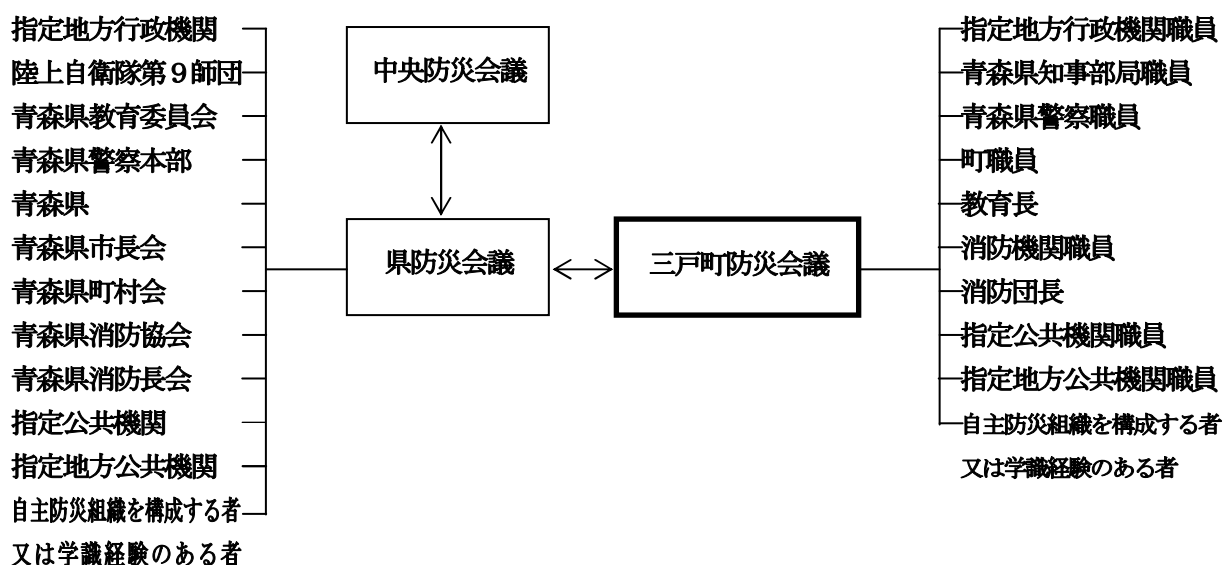
1 組 織

防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

〔市町村防災会議組織図〕



2 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3 所掌事務

三戸町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- (4) 水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

○ 資料編 2-1-1 「三戸町防災会議条例」

第2節 三戸町災害対策本部

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、三戸町防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、三戸町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ町長が全庁的対応が必要と認めるときに設置する。

ア 災害が町内の広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき

イ 町内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法	担当課
防災会議委員	電話	総務課
本部員及び各班等	庁内放送、電話	
知事	電話、防災情報ネットワーク	
警察・消防	電話、無線	
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	
報道機関等	電話、*プレスリリース	
一般住民	報道機関、防災広報車、防災行政無線、ホームページ等	

イ 災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

『※ プレスリリース：官庁・企業・団体等が広報用に報道機関に配布する発表資料の印刷物。又は、報道機関向けの発表』

2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

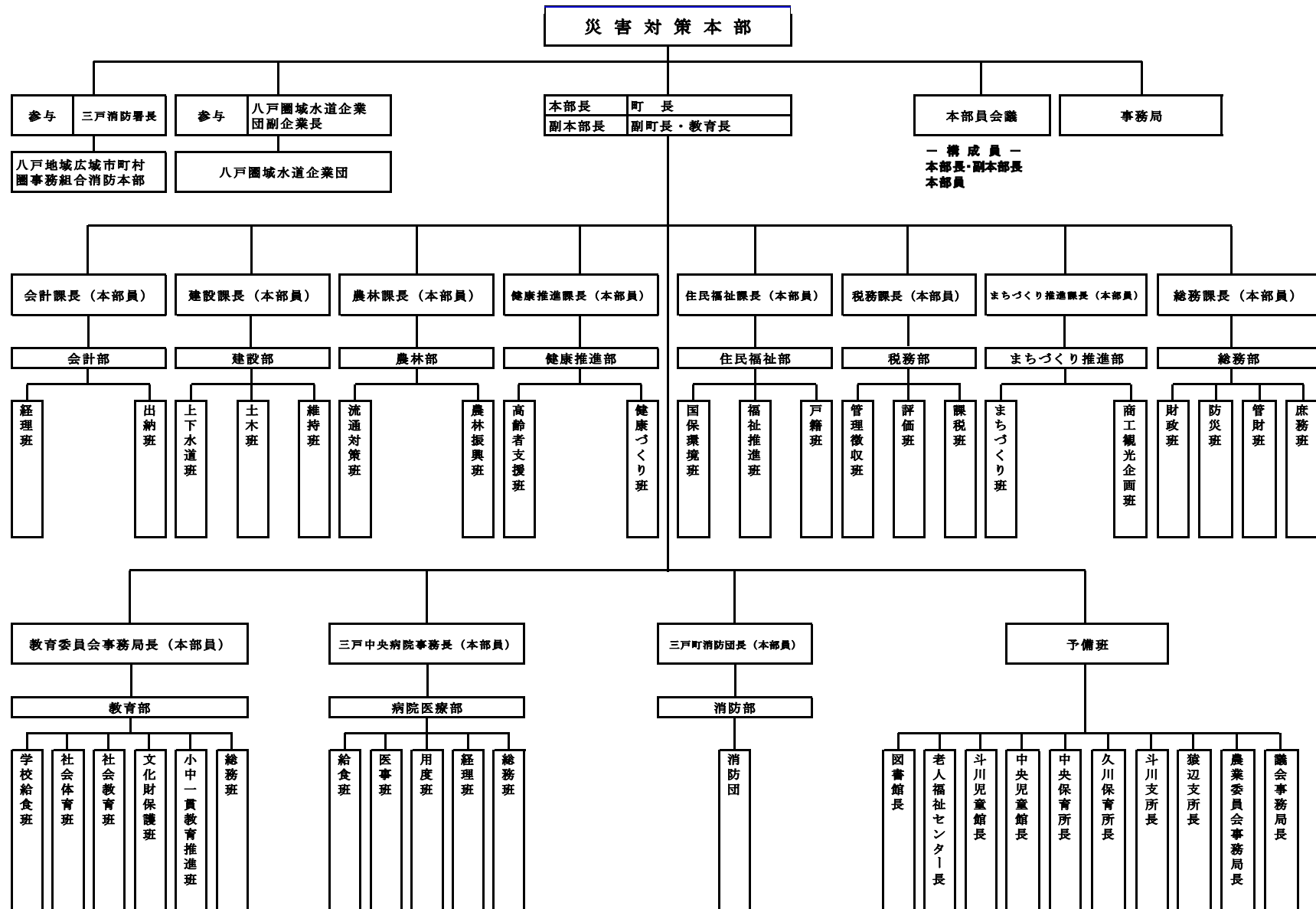
ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員をもって組織する。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び部に班を置き事務を処理する。

ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。



(2) 災害対策本部班別業務及び八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部災害警備本部班別業務は次のとおりとする。

ア 三戸町災害対策本部班別業務分担

部 名	部 長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
総務部	総務課長	庶務班	庶務班長	1 災害対策本部の運営及び統括に関する事 2 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事 3 災害救助法関係の総括に関する事 4 議会との連絡に関する事 5 本部長及び副本部長の秘書に関する事 6 視察者及び見舞者の応接に関する事 7 被害地の視察に関する事 8 職員の非常招集及び配置に関する事	総務課職員
		管財班	管財班長	1 庁舎及び支所の被害調査に関する事 2 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事 3 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事 4 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に関する事 5 災害対策用物品、資機器材の調達に関する事 6 車両の確保及び配車に関する事 7 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 8 応急復旧工事の請負契約に関する事 9 資器材及び燃料の確保に関する事 10 運輸通信（鉄道・バス・電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関する事 11 バス運行の広報に関する事	
		防災班	防災班長	1 被害状況の把握及び報告に関する事 2 気象情報等の総括に関する事 3 防災会議に関する事 4 知事への自衛隊派遣要請に関する事 5 知事への防災ヘリコプター運航要請に関する事 6 自衛隊との連絡調整に関する事 7 災害情報の総括に関する事 8 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関する事（給水等を除く） 9 知事への応援要請に関する事（給水等を除く） 10 応援職員の要請及び連絡調整に関する事 11 諸団体（自主防災組織・女性団体・町内会等）	

総務部	総務課長	防災班	防災班長	への協力要請及びその動員に関する事 12 総務部内の連絡調整に関する事 13 食料品等の調達に関する事 14 避難者の把握（立退先等）に関する事	総務課職員
		財政班	財政班長	1 災害関係の陳情に関する事 2 災害応急対策関係予算の措置に関する事	
まちづくり推進部	まちづくり推進課長	商工観光企画班 まちづくり班	商工観光企画班長 まちづくり班長	1 災害の取材（記録写真含む）に関する事 2 災害の広報に関する事 3 *広聴活動に関する事 4 商工観光関係機関との連絡調整に関する事 5 商工業及び観光関係の被害調査及び応急対策に関する事 6 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事 7 観光施設等の安全対策に関する事	まちづくり推進課職員
税務部	税務課長	課税班 評価班 管理徴収班	課税班長 評価班長 管理徴収班長	1 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関する事 2 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事 3 災害に伴う町税の減免措置に関する事 4 住民福祉部への応援に関する事	税務課職員
住民福祉部	住民福祉課長	戸籍班 福祉推進班 国保環境班	戸籍班長 福祉推進班長 国保環境班長	1 住民福祉部内の連絡調整に関する事 2 避難所の開設に関する事 3 避難者の把握（立退き先等）に関する事 4 炊き出しその他食品の供給に関する事 5 埋火葬の証明に関する事 6 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 7 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与に関する事 8 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する事 9 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 10 救援金の配分計画及び配分に関する事 11 遺体の埋火葬に関する事 12 ボランティアの受入れに関する事 13 住民相談所に関する事 14 被災者名簿の作成に関する事 15 遺体の処理（埋火葬を除く。）に関する事 16 避難所における衛生保持に関する事 17 防疫に関する事 18 廃棄物の処理及び清掃に関する事	住民福祉課職員

住民福祉部	住民福祉課長			19 清掃施設の被害調査に関すること	住民福祉課職員
				20 住民福祉部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること	
健康推進部	健康推進課長	健康づくり班	健康づくり 班長	1 医療機関の被害調査に関すること 2 医療、助産及び保健に関すること 3 負傷者の把握に関すること 4 医療救護班の編成に関すること 5 健康推進部内の連絡調整に関すること	健康推進課職員
		高齢者支援班	高齢者支援 班長	1 医療救護隊との連絡調整に関すること 2 健康推進部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 要配慮者の安全確保に関すること 4 医薬品、衛生材料の調達に関すること	
農林部	農林課長	農村振興班 流通対策班	農村振興班長 流通対策班長	1 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること 2 主要食料の確保及び応急供給に関すること 3 生鮮食料品等の確保に関すること 4 農林業関係被害者への融資のあっせんに関すること 5 農林業関係の被害証明に関すること 6 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること 7 農地等の被害証明に関すること 8 農林部内の連絡調整に関すること	農林課職員

建設部	建設課長	維持班 土木班 上下水道班	維持班長 土木班長 上下水道班長	1 水防に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 住宅の応急修理に必要な調査に関すること 4 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること 5 町営住宅の被害調査に関すること 6 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること 7 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 8 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること 9 建設部内の連絡調整に関すること 10 バス緊急輸送の確保に関すること 11 バス運行路線の確保に関すること 12 緊急輸送車両の整備に関すること 13 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること 14 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること 15 断減水時の広報に関すること 16 給水車の借上及び配車に関すること 17 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 18 水質調査に関すること 19 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に関すること	建設課職員
会計部	会計課長	出納班 経理班	出納班長 経理班長	1 救援金の受領及び保管に関すること 2 災害関係経費の経理に関すること 3 総務部への応援に関すること	会計課職員
教育部	教育委員会事務局長	総務班	総務班長	1 教育部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 公立、私立学校施設の被害調査に関すること 3 町立学校施設の応急対策に関すること	教育委員会職員
		小中一貫教育推進班	小中一貫教育推進班長	1 職員の非常招集及び配置に関すること 2 文教関係の被害記録に関すること 3 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査に関すること 4 応急の教育に関すること 5 学用品の調達、給与に関すること 6 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること	
		文化財保護班	文化財保護班長	1 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること	

教育部	教育委員会事務局長	社会教育班	社会教育班長	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する こと	教育委員会 職員
		社会体育班長	社会体育班長	1 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する こと	
		学校給食班	学校給食班長	1 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する こと 2 学校給食の確保に関すること	
病院医療部	三戸中央病院事務局長	総務班 経理班	総務班長 経理班長	1 病院医療部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策 に関すること 3 職員の非常招集及び配置に関すること	三戸中央病 院職員
		医事班 給食班 用度班	医事班長 給食班長 用度班長	1 収容患者の給食の確保に関すること 2 傷病者等の医療救護及び看護に関すること 3 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 4 患者の避難誘導に関すること 5 健康推進部への応援に関すること	
消防部	三戸町消防団長	消防班	消防団副団長	1 消防及び水防活動、その他災害応急対策に関す ること 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3 避難の誘導に関すること 4 障害物の除去に関すること	三戸町 消防団員

『※ 広聴活動：行政の民主化を目的に行政過程に国（市町村）民の意思を直接的に反映させようとする行政活動。』

部	課	予備班名	班長	分担事務	要員
議会事務局	議会事務局	議会事務局班	議会事務局長	1 災害時における議会及び議員に関すること 2 総務部への応援に関すること	議会事務局 要員
農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局班	農業委員会 事務局長	1 災害時における委員会に関すること 2 農林部への応援に関すること	農業委員会 事務局要員
猿辺支所	猿辺支所	猿辺支所班	猿辺支所長	1 災害時における猿辺管内に関すること 2 住民福祉部への応援に関すること	猿辺支所要 員
斗川支所	斗川支所	斗川支所班	斗川支所長	1 災害時における斗川管内に関すること 2 住民福祉部への応援に関すること	斗川支所要 員
久川保所	久川保所	久川保育班	久川保育所長	1 災害時における久川保育所に関すること 2 住民福祉部への応援に関すること	久川保育所 要員
中央保所	中央保所	中央保育班	中央保育所長	1 災害時における中央保育所に関すること 2 住民福祉部への応援に関すること	中央保育所 要員
中央児童館	中央児童館	中央児童館班	中央児童館長	1 災害時における中央児童館に関すること 2 住民福祉部への応援に関すること	中央児童館 要員

斗川児童館	斗川児童館	斗川児童館班	斗川児童館長	1 災害時における斗川児童館に関する事 2 住民福祉部への応援に関する事	斗川児童館 要員
老人福祉センター	老人福祉センター	老人福祉センター班	老人福祉センター長	1 災害時における老人福祉センターに関する事 2 住民福祉部への応援に関する事	
図書館	図書館長	図書館班	図書館長	1 災害時における図書館に関する事 2 教育部への応援に関する事	

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合災害警備本部班別業務分担

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合 消防長	総務班	総務課長	1 町災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 職員の非常招集及び配置に関する事 4 関係機関への連絡及び相互応援に関する事 5 緊急消防援助隊に関する事	総務課職員
		警防班	警防課長	1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 2 警報等の伝達に関する事 3 救助、救急活動に関する事 4 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事	警防課職員
		指令救急班	指令救急課長	1 通信設備の保守に関する事 2 通信の運用及び無線の統制に関する事 3 消防隊の出動指令に関する事	指令救急課 職員
		予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事 2 消防等の広報に関する事 3 資機器材の調達に関する事 4 写真記録に関する事	予防課職員
		消防班	三戸消防署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事 2 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 3 避難の勧告、指示及び誘導に関する事 4 障害物の除去に関する事 5 罹災証明に関する事	三戸消防 署員

ウ. 八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担

本部長	副本部長	危機管理監	部 名	班 名	業 務 内 容	要 員
八戸圏域水道企業団副企業長	事務局長	次長兼経営企画課長兼経営企画課危機管理監	総務部	総務班	1 対策本部事務局に関すること 2 国・県及び関係市町・関係機関との連絡調整に関すること 3 災害補助申請に関すること 4 職員の参集状況の把握に関すること 5 本庁舎建物及び工作物（電算システム含む）の被害調査、応急対策に関すること 6 他の部、班に属さない事項	総務課員 経営企画課員 管財出納課員
				広報班	1 報道機関との調整に関すること 2 広報活動及び記録写真に関すること	
				物品等調達班	1 車両・資機材・寝具・食料その他の物品及び用品の調達に関すること 2 工事・調達等契約の総括に関すること 3 協力団体等の受入れ及び宿舍の確保に関すること 4 被害者に対する見舞金及び補償金請求・精算に関すること	
			給水部	給水第一班	1 応急給水計画の作成に関すること 2 応急給水活動に関すること 3 応急給水支援団体の受付及び配置に関すること	料金課員 検査室員 給水装置課員
				給水第二班		
			復旧部	復旧第一班	1 無線の総括管理に関すること 2 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に関すること 3 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に関すること 4 復旧工事の計画実施に関すること 5 復旧工事図面・写真等資料の作成に関すること 6 工事業者等の手配及び応急復旧の指示に関すること	配水課員 工務課員
				復旧第二班		

八戸圏域水道企業団 副企業長	事務局長	次長兼経営企画課長兼経営企画課危機管理監	浄水部	浄水班	1 所管施設の情報収集及び復旧に関すること 2 浄水場の運転・維持管理に関すること	浄水課員 水質管理課員
				水質班	1 水質管理に関すること	

3 災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断される他、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、町長は、災害警戒対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒対策本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

(1) 災害警戒対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき

イ その他町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるとき

(2) その他の対策本部の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

資料編 2-2-1 「三戸町災害対策本部条例」

第3節 動員計画

町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

(1) 風水害等の場合の配備基準

配 備 区 分	配 備 時 期	実 施 内 容	配 備 要 員
1号配備 (準備態勢) 予想される事態 に対処するため の態勢	1 次のいずれかの注意報 又は情報が発表され危険 な状態が予想されるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 (6) 竜巻注意情報 2 特に町長がこの配備を 指示したとき	1 総務課は、気象情報を 収集し関係課に伝達す る。 2 関係課は、気象情報に 注意しそれぞれの準備態 勢を整える。	1 総務課員（防災担当職 員）及び関係課職員若干 名で対応する。 2 休日等の勤務時間外は 必要に応じて登庁し、対 処する。（総務課防災担当 職員及び関係職員が登庁 し対応する。）
2号配備 (警戒態勢) 1号配備を強化 するとともに、災 害対策本部を設 置するに至らな い予想される 災害に直ちに対 処する態勢	1 次のいずれかの警報又 は情報が発表され危険な 状態が予想されるとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 (6) 土砂災害警戒情報 2 各種警報が発表されて いる状況下で、台風が通過 する可能性があり、町の地 域内に被害が発生するお それがあるとき 3 特に町長がこの配備を 指示したとき	1 総務課は、気象情報及 び関係機関等からの情報 を待機している関係課に 伝達する。 2 関係課は各種情報収集 に努め、総務課に報告す るとともに、それぞれ警 戒態勢を整える。（なお、 必要に応じ、巡視及び警 戒を実施する。）	1 配備要員は、1号配備 を強化する。（総務課防災 担当職員が情報収集し関 係課へ伝達する。なお、 必要に応じ、巡視及び警 戒を実施する。） 2 休日等の勤務時間外 は、総務課及び関係課（各 種警報が発表されている 状況下で、台風が通過す る可能性があり、町の地 域内に被害が発生するお それがあるときにあつて は、関係課及び関係支所） の職員が登庁して対応す る。 なお、その他の職員は、 いつでも登庁できる態勢 で自宅待機する。

3号配備 (非常事態) 全庁をあげて対 処する態勢	1 次の場合で町長が必要 と認めたとき (1) 災害が町内に広域に わたり発生したとき (2) 町に相当規模の災害 が発生したとき 2 特別警報が発表された とき 3 町長が特にこの配備を 指示したとき	1 各種情報の収集、伝達 に努め、災害応急対策を 実施する。 2 災害対策本部等が設置 された場合は、災害対策 本部の分担事務に従って 災害応急対策を実施す る。	1 各課の災害応急対策要 員が対処する 2 休日等の勤務時間外 は、各課の災害応急対策 要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、 登庁できる態勢で自宅待 機する。
	1 各種警報が発表されて いる状況下で、台風が通過 する公算が強く、町の地域 内に甚大な被害が発生す るおそれがあるとき 2 特別警報が発表された とき 3 町長が特にこの配備を 指示したとき	1 各種情報の収集、伝達 に努め、災害警戒対策を 実施する。 2 災害警戒対策本部が設 置された場合は、災害対 策本部の分担事務に従っ て災害応急対策を実施す る。	1 関係課の災害警戒対策 要員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は 関係課の災害警戒対策要 員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、 登庁できる態勢で自宅待 機する。

- (注) 1 「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。
2 「災害応急対策要員」とは、各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
3 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。

(2) 事故災害の場合の配備基準

ア 大規模な事故の通報等があった場合、町長が2号配備を決定し、総務課及び関係課職員で対処する。

休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課職員が登庁し、対処する。

イ 被害の発生状況を考慮し、全庁あげて応急対策を実施する必要があると認められる場合、町長が3号配備（災害対策本部設置）を決定し、関係課の災害応急対策要員が対処する。休日等の勤務時間外は、関係課の応急対策要員が登庁し、対処する。

ウ その他、配備については別に定める応急対策マニュアルによる。

2 職員の動員

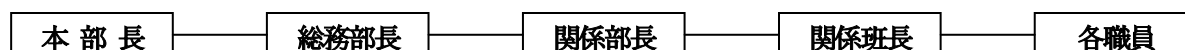
(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づき、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置後



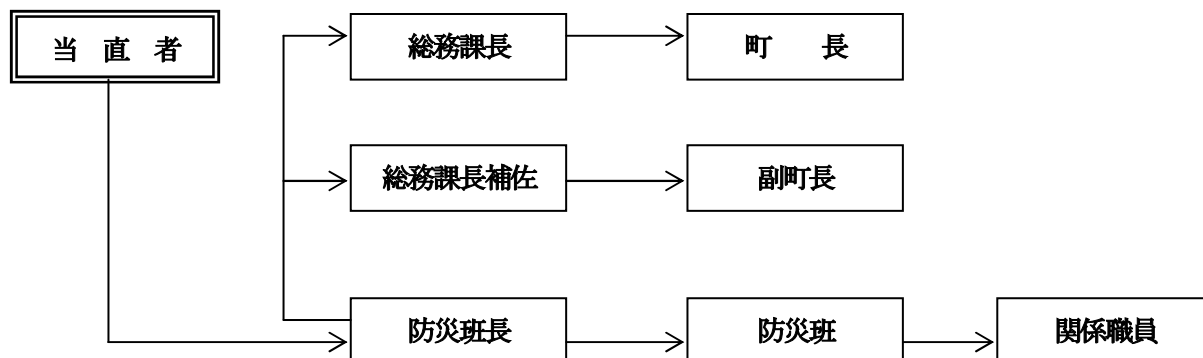
イ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。

ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、庶務班長に応援職員の配置を求めることができる。

エ 庶務班長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに上司の指示を仰ぎ所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事することに努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（班長又は参集場所の指揮者）に報告する。

(4) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図ることとする。

(5) 複合災害対策

*複合災害の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練等を実施することとする。

『※ 複合災害：同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象』

○ 資料編 2-3-1 「三戸町災害時初動体制マニュアル」

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、災害時において迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図るソフト対策とともに、必要なインフラ整備を行うハード対策が一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 調査研究〔総務課〕

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が增大している。そのなかで、風水害等の各種災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の特性を性格に把握し、国や県などと連携を図り、各種災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資するものとする。

1 各種災害に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象、火山現象の観測を行うとともに、各種災害の履歴を調査分析する。

2 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

3 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

4 防災公共推進計画の策定

平成26年6月に県において防災公共推進計画が策定されたことに伴い、今後、県と町が連携しながら推進計画を進めていくものとする。

第2節 防災業務施設・設備等の整備

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1 気象等観測施設・設備等〔総務課〕

- (1) 町及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備、点検を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 町は集中豪雨等においては、地区により雨量の差が激しく、青森地方气象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合もあるため、災害危険箇所等に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 町内の雨量・水位等観測所及び観測点は、次のとおりである。

○ 資料編 3-2-1 「雨量・水位等観測所及び観測点」

2 消防施設・設備等〔総務課〕

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備等の整備、改善並びに性能調査の実施により有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況は、次のとおりである。

区 分		消防吏員数	消防ポンプ					救助工作車	計	消火栓	防火水槽	耐震性貯水槽	その他	計
			消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	はしご付消防ポンプ自動車	屈折はしご付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車						
三戸消防署		28	1	1					1	3	291	122		413
三戸町 消防団	本 団	17												
	第1～19分団	433	16		4					20				
計		478	17	1	4				1	23	291	122		413

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。消防施設等の現況は、次のとおりである。

ア 消防防災施設整備計画

区 分	年 次 計 画					
	全体計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
消防ポンプ自動車	5	1	1	1	1	1
消防分団名		第4分団	第1分団	第12分団	第6分団	第19分団

イ 消防水利整備計画

区 分		現有数	年 次 計 画					
			全体計画	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
消火栓		291	15	3	3	3	3	3
防火水槽	40 m ³ 未満	32						
	40～100 m ³ 未満	90	5	1	1	1	1	1
	100 m ³ 以上							
その他の水利								
計		413	20	4	4	4	4	4

3 通信施設・設備等〔総務課〕

- (1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備をする。

また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。

(2) 整備状況

ア ＊防災行政無線

- (ア) 町有無線設備は、次のとおりである。

○ 資料編 3-2-2 「三戸町有無線設備表」

(イ) 町防災行政無線系統図は、次のとおりである。

○ 資料編 3-2-3 「三戸町防災行政無線系統図」

イ 県防災情報ネットワーク

県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）と各市町村を接続しており、連絡の系統図は、次のとおりである。

○ 資料編 3-2-4 「青森県防災情報ネットワーク回線構成図」

ウ 消防無線

消防無線設備は、次のとおりである。

○ 資料編 3-2-5 「消防無線設備表」

『※ 防災行政無線：市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワーク（総務省資料）
・同報系→同時に複数の相手方に通報する無線系等で、屋外に設置したスピーカ等で、住民へ一斉に通報を行う通信システム
・移動系→災害現場からの情報を収集するため、携帯したり車に搭載したりして利用する通信システム』

4 水防施設・設備等〔総務課〕

町及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

現時点では、水防資機材用の保管施設はない。また、水防用としての資機材は殆ど無い状態であるので、今後整備を進めて行く必要がある。

なお、整備の必要な資機材として次のものがあげられる。

スコップ かけや つるはし 斧 ノコギリ 鎌 ハンマー ペンチ 照明器具 丸太 杭 小車、縄 鉄線 むしろ 発電機 なた バリケード 等

5 救助資機材等〔総務課〕

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

(1) 整備状況

区分	一般救助器具							重量物排除器具					切断用器具						破壊用器具				測定用器具					
	かぎ付はしこ	三連はしこ	金属製折りたたみはしこ	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縄	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	空気式大型油圧切断機	万能鋸	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	
	2	3		1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	4		1	1	9	3	1		1			1

区分	呼吸保護用器具				隊員保護用器具				水難救護用器具				山岳救助用器具		その他の救助用器具												
	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	服	放射線防護服	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
	11	2		1	8	3	3	9	9	2			5		1						1	5	3	4	1	2	1

6 広域防災拠点等 [総務課]

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

7 その他施設・設備等 [総務課・建設課]

(1) 町は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備する。

区分	トラック	ダンプトラック	ブルドーザー	トラクターショベル	パワーショベル	ショベルドーザー	ロクロダ	モーターグレーダ	クレーン車	ローラー	スクレーパー	ホイ尔ダンプトラクター	浮クレーン	トレーラー	リフト車	作業車	パネル橋	締固機械
		1				1												

- (2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 整備状況

資機材名	単位	数 量		
		三戸消防署	三戸町消防団	三戸町役場
スコップ		26	22	10
掛矢		4	22	3
掛鉤		6		
つるはし		3	22	2
おの		10	22	1
鋸		6		3
鎌		9		2
片手ハンマー		5	22	
ペンチ		1	22	
たこ鎚				
照明具		7	19	1
丸太				
ビニール又は麻袋		1, 200		3, 000
縄・ロープ		5	22	
鉄線				
小車 (又は運搬用具)				
むしろ又は ビニールシート		8		10
発電機		5	19	10
ろ水器				
炊飯器				200 食分
給水タンク				200 (100用) 250 (180用)
大ハンマー		4		
ボルトクリッパー		8		
その他				

第3節 防災情報ネットワーク [総務課]

災害時における一般通信の*輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確の応急対策を実現するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

『※ 輻輳（ふくそう）：通信回路やネットワーク上で多量の通話やデータ通信が集中し、通常の送受信が困難な状態になること。』

1 防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

- ア 端末局間のＩＰ電話
- イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

- ア 端末局間の文書データ伝送
- イ 総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2 総合防災情報システムの活用

県は市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

町は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を２名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は次のとおりである。

- ア 被害情報、措置情報
- イ 避難所情報
- ウ 防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。

ア 総合防災情報システム端末の設置

県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した総合防災情報システム端末（防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や避難所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。

○ 資料編 3-3-1 「青森県総合防災情報システム概念図」

3 町の災害対策機能等の充実

町は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第4節 防災事業

地域の特性に配慮しつつ災害に強い町づくりを推進するとともに、各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

農地防災事業については、治山、治水、その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山対策事業 [建設課]

町では、これまで山地治山事業、水土保持治山事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、保安林整備事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については町において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、町にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ危険箇所が下表（3-4-1、3-4-2、3-4-3）のとおり存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を定期的に推進するよう国、県に働きかける。

ア 山地災害危険地区

(イ) 山腹崩壊危険地区

○ 資料編 3-4-1 「山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）」

(イ) 崩壊土砂流出危険地区

○ 資料編 3-4-2 「山地災害危険地区（崩壊土砂流失危険地区）」

イ 小規模山地崩壊危険地

○ 資料編 3-4-3 「小規模山地崩壊危険地」

(2) 砂防対策事業 [建設課]

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的とした雪崩対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

ア 砂防事業

町では、これまで土石流対策、土砂の流下調整、直接抑止のための砂防えん堤、溪床の縦横浸食防止のための床固工、流路工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、町域には、土石流危険渓流を下表（３－４－４）のとおり多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 資料編 ３－４－４ 「砂防対策事業・土石流危険渓流Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

イ 地すべり対策事業

町には、下表（資料編３－４－５）のとおり地すべり危険箇所等があり、これまで地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設工事が実施されてきたところであるが、今後も地すべり対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 資料編 ３－４－５ 「地すべり対策事業・地すべり危険箇所及び地すべり防止区域」

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

町では、これまで集中豪雨に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止するための施設を重点的に整備するなど、急傾斜地崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、町域には、急傾斜地崩壊危険箇所を下表（資料編３－４－６）のとおり抱えており、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 資料編 ３－４－６ 「急傾斜地崩壊対策事業・急傾斜地崩壊危険箇所、自然Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・人口Ⅰ」

エ なだれ対策事業

町には、下表（資料編３－４－７）のとおりなだれ危険箇所があり、今後も雪崩対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 資料編 ３－４－７ 「急傾斜地崩壊対策事業・なだれ危険箇所」

(3) 河川防災対策事業〔建設課〕

町内を流下する河川は、馬淵川、熊原川、猿辺川、小猿辺川等が、県の管理するところであるが、

これらのうち、熊原川にあつては平成26年度から馬淵川広域河川改修事業（熊原川工区）として実施している。

また、町が管理する準用河川及び普通河川は下表（資料編3-4-8）のとおりである。このうち大舌川の一部は、昭和53年の集中豪雨により甚大な被害を受け、災害復旧作業が実施されたが、その他の河川は原始河川のため、これからは護岸、河積の拡大、河道の安定等の河川改修を必要としており、計画を立てその実施に努める。

○ 資料編 3-4-8 「河川防災対策事業・水防注意箇所・準用河川及び普通河川」

2 都市防災対策事業

都市の自然放任によって生ずる無計画な市街地や土地利用の混乱を防ぎ、都市防災をも十分加味して秩序ある環境の整備された市街地を図るため自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。都市基盤整備事業、防災拠点施設整備事業、住環境整備事業に基づき、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分考慮し計画する。

(1) 地域地区の設定、指定〔建設課〕

ア 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

(2) 都市基盤施設の整備〔建設課〕

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設事業を推進する。

ア 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

ウ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

(3) 防災拠点施設整備事業〔総務課・建設課〕

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救護活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備〔建設課〕

既成市街地の災害防止のため、住環境整備事業を推進する。

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。

(5) 建築物不燃化対策〔建設課〕

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保 [建設課]

地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を推進するため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。

3 その他の防災事業

その他の防災事業として道路、港湾等の点検、整備及び上水道の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道 路 [建設課]

町には、次のとおり道路危険箇所があり、町道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 資料編 3-4-9 「道路危険箇所」

(2) 上下水道施設 [建設課・八戸圏域水道企業団]

町における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図る。

(3) 危険地域からの移転対策事業 [建設課]

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれがある区域からの危険住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等により危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

第5節 自主防災組織等の確立 [総務課・住民福祉課]

大規模な風水害等の災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態において被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民が自主的に自主防災組織を結成し、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、町は、地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1 自主防災組織の現況

自主防災組織は、三戸地区、猿辺地区及び斗川地区で組織され、防災活動を実施しているところである。

今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

－自主防災組織一覧表－

組織名	隊員数	区域世帯数	設立年月日	代表者名	備考
貝守自主防災会	39	39	H 8. 6. 2	自主防災会代表 遠 藤	
袴田自主防災会	75	75	H16. 7. 1	自主防災会代表 松 原	
蛇沼自主防災会	73	73	H17. 3. 27	自主防災会代表 竹 野	
杉沢自主防災会	104	104	H17. 4. 11	自主防災会代表 藤 澤	
久川自主防災会	270	270	H20. 10. 12	自主防災会代表 松 尾	
六日町自主防災会	474	474	H20. 10. 12	自主防災会代表 坂 本	
八日町自主防災会	118	118	H20. 10. 12	自主防災会代表 藤 村	
同心町自主防災会	200	200	H20. 10. 12	自主防災会代表 藤 村	
斗内自主防災会	274	274	H26. 8. 1	自主防災会代表 越 後	
下二日町自主防災会	70	70	H26. 7. 12	自主防災会代表 石 亀	
元木平自主防災会	295	295	H26. 7. 10	自主防災会代表 沼 澤	
豊川自主防災会	200	200	H26. 7. 1	自主防災会代表 水 梨	

2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなる優れたリーダー育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者等要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの訓練の日常化、訓練の実施を促すものとする。
- (4) 平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点として活用でき、災害時には避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点としての施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務づけられていない事業所についても強力的に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災思想・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 活動地域内の防災巡視の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ 要配慮者の把握
- キ 地区防災計画の策定

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の活動
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出しや救援物資の配分に対する協力
- カ 避難所の開設・運営

5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災思想・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

第6節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課・教育委員会・三戸消防署〕

自らの身の安全は自らが守る「自助」が防災の基本であり、国民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動するとともに、お互いを助けあう「共助」が重要であることから、風水害等の災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助けあうという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献による災害教訓等の習得

2 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町村、人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するパンフレット・ポスター等を作成・配布する。また、ホームページを活用する。
- (エ) 防災に関する講演会、展覧会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 簡単な気象・水象・地象に関すること
 - (イ) 気象予報・警報等に関すること
 - (ウ) 災害時における心得
 - (エ) 災害予防に関すること
 - (オ) 災害危険箇所に関すること
- (2) 町が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団

体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) ハザードマップ等の作成

町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講ずる。

ア 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料や図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者等の要配慮者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

イ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめた*ハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。

ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

エ 町の地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

(4) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

『※ ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。』

第7節 企業防災の促進〔総務課・三戸消防署〕

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、各企業において災害時に重要業務を継続するための*事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との*サプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進の努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

『※ 事業継続計画（BCP）：優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する（Business Continuity Plan）』

『※ サプライチェーン：サプライチェーン（供給連鎖）とは、製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりのこと。』

2 防災意識の高揚

町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

3 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第8節 防災訓練〔総務課・消防署・消防団〕

風水害等の災害発生時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

町は、毎年原則として防災の日（9月1日）又は防災週間（8月30日～9月5日）内に、災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を図るため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県、その他の防災関係機関及び公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させた総合防災訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実

施する。また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア 町水防計画に基づいて実施する。

イ 実施時期は、できるだけ出水期、又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努める。

ウ 実施場所は、毎年、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害広報訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 情報収集伝達訓練
- (エ) 災害対策本部設置・運営訓練
- (オ) 交通規制訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) 水防訓練
- (ク) 土砂災害防御訓練
- (ケ) 救助・救出訓練
- (コ) 救急・救護訓練
- (サ) 応急復旧訓練
- (シ) 生活関連訓練
- (ス) 隣接市町村との連携訓練
- (セ) 避難所開設・運営訓練
- (ソ) 要配慮者の安全確保訓練
- (タ) ボランティアの受入れ・活動訓練
- (チ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

(2) 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。

ア 実施期間は、山火事防止運動強化期間（4月10日～6月10日）内とする。

イ 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年1回以上実施するよう努める。

ウ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 情報収集・伝達訓練
- (イ) 現場指揮本部設置訓練
- (ウ) 航空偵察訓練
- (エ) 空中消火訓練
- (オ) 地上消火訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、*複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 避難所開設、運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他町独自の訓練

『※ 複合災害：同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象にこと。』

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第9節 避難対策〔総務課〕

風水害等の災害発生時における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、最適な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を確保する。

1 指定避難所等の選定

町は、風水害等の災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定避難所等を選定する。

(1) 指定避難所の指定

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主と

して要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定する。なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。

ア 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とする。

イ 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。

ウ 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとする。

エ 大規模ながけくずれ、浸水などの危険のないところにする。

オ 土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。

カ 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

キ *社会福祉施設との協議等により要配慮者に配慮した指定避難所を確保するとともに、旅館等の借り上げによる様々な指定避難所を確保する。

○ 資料編 3-9-1 「福祉避難所」

ク 状況に応じて、他の指定避難所に移動が可能なところとする。

ケ 避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(2) 指定避難所等

ア 指定避難所等は、次のとおりである。

○ 資料編 3-9-2 「指定避難所等」

イ 災害の状況により、上記の避難所のみでは足りない場合又は、町区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講ずる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者との事前調整などを実施しておくものとする。

『※ 社会福祉施設：社会福祉施設とは、社会福祉法上においては第1種社会福祉事業を行う施設（児童養護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、救護施設等）をいう。なお、第2種社会福祉事業に属する事業を行う施設は老人デイサービスセンター、助産施設、保育所、児童厚生施設等をいう。又、社団・組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためのものなどは当該施設に含まれない。』

2 指定避難所の整備

指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

3 指定避難所標識の設置等

指定避難所及び周辺道路には、案内標識、誘導標識等を設置し、地域住民に周知する。

4 避難路の選定

- (1) 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- (2) 避難のため必要な広さを有する道路とすること

5 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

6 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の広報

地域住民に対して、指定緊急避難場所及び指定避難所等に関する事項について、周知徹底を図る。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の心得
- ウ 避難後の心得

7 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難の勧告又は指示の発令対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象人口及び高齢者、障害者等要配慮者の状況
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 高齢者、障害者等要配慮者の適切な避難誘導體制
- (5) 避難場所における高齢者、障害者等要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理に関する事項
- (8) 災害時における広報

8 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第10節 避難行動要支援者等安全確保対策〔住民福祉課・健康推進課〕

災害に備えて、地域住民の中でも特に、障害者、傷病者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等のいわゆる要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者（以下「*避難行動要支援者」という。）を保護するため、避難行動要支援者関連施設の安全性の確保、避難行動要支援者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

1 避難行動要支援者関連施設の安全性の確保

- (1) 避難行動要支援者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 避難行動要支援者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備等

- (1) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して避難行動要支援者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努める。
- (2) 町は、地域に居住する避難行動要支援者の実態を把握し、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。
- (3) 町は、災害対策基本法第49条の10（25. 6. 21）に基づき、名簿を作成する。
- (4) (3)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。
 - ア 氏 名
 - イ 生年月日
 - ウ 性 別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- (5) 町及び避難行動要支援者関連施設管理者は、防災関係機関、福祉関係者、自主防災組織、防災ボランティア団体及び近隣住民等との連携を密にし、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努め、災害時の支援体制を整備しておく。
- (6) (3)の名簿を作成するにあたり町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、避難行動要支援者本人の同意を得た上で予め、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施の携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この際町長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

3 避難行動要支援者の情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備等

- (1) 町等防災関係機関及び避難行動要支援者関連施設管理者は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行

動要支援者に関する情報の把握と共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制を整備しておく。

- (2) 町等防災関係機関は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。
- (3) 町等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

4 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等避難行動要支援者に配慮した計画を定めておく。

5 連絡体制等の整備

避難行動要支援者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備に進める。

また、避難行動要支援者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

6 防災訓練における避難行動要支援者への配慮

防災訓練を実施する際、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

『※ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10 内閣府）』

第11節 防災ボランティア活動対策〔住民福祉課・教育委員会〕

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に、近隣市町村及び三戸町社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

2 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へと導くための重要な役目を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 防災訓練等への参加

県及び町は、県教育委員会及び町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

5 ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平常時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研修会を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

6 防災ボランティアの受入体制の整備

県、町等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等、平常時からの受入体制の整備を図る。

第12節 文教対策〔教育委員会〕

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災組織体制の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織体制を整備しておく。災害発生時には、危機管理責任者

(校長等)を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を図る。

2 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として様々な災害の発生における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、関連教科や立志科等における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事における安全指導を中心に、児童生徒等の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、立志科等において、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校行事としての防災教育

防災意識の全体的な盛り上げを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、町が行う防災訓練への参加等、体験をととした防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

学校での防災教育の充実を図るための指導方法、災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法等災害時に、特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えらるとともに、必要に応じ計画を修正する。

4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア 通学路については、警察署、地域県民局地域整備部、消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平常時の通学路に異常が生じる場合備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

- ウ 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。
- オ 幼児の登下校時には、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(2) 登下校等の安全指導

- ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8 文化財の災害予防

町には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たり、国指定のものにあつては文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び町教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

○ 資料編 3-12-1 「参考：文化財等一覧表」

第13節 警備対策〔三戸警察署〕

三戸警察署長は、風水害等の災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1 措置内容

三戸警察署長は、災害の発生に備えて、町及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難場所、避難誘導経路及び避難場所の収容能力等を把握する。

(2) 災害警備訓練

災害警備に関して警察署員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の普及高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第14節 交通施設対策

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1 道路・橋梁防災対策〔建設課〕

道路管理者は、町道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定締結に努める。

2 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう考慮する。

第15節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講ずるものとする。

1 電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 電力設備の災害予防措置

ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれがある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれがある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。

エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備整備は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア 観測、予報施設及び設備

イ 通信連絡施設及び設備

ウ 水防、消防に関する施設及び設備

エ その他災害復旧用施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

町は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図る

ため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生時につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ PRの方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布する。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2 ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講ずる。

ア 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ 緊急操作設備の強化

製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出、LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

ア ガス漏洩通報に対する受付体制の整備

イ 消防機関、警察関係等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ 応急復旧動員体制の整備

エ 応急復旧用資機材の整備

オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

ア ガス栓の閉止等、風水害が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設〔建設課・八戸圏域水道企業団〕

水道事業者・水道用水供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4 下水道施設〔建設課〕

下水道管理者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

5 電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 長期防災対策の推進

平素から、設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 豪雨又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要なと認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(4) 大規模災害時の通信確保対策

被災地域への通信の確保等のため、ボイスメールシステムの災害時における新たな活用方法を検討するほか、被災地ネットワークの構築、安否・所在登録システムの開発等への技術的支援に努める。

6 放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 放送施設の防災対策および二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電氣的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第16節 水害予防対策〔総務課・建設課〕

水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

1 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適切な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については、第3章第3節「防災事業」による。

(1) 出水時に円滑な水防活動を実施するために日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

(2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風の観測施設を設置して観測を行う。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

3 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

とともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

4 住民への情報伝達体制の整備

災害に関する気象警報・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、町防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

5 水防資機材の整備

第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」による。

6 水防計画の作成

次の事項に留意し、水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

7 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣又は県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 町は、浸水想定区域に地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者等の要配慮者が利用する施設があるときは、本計画においてこれらの名称及び所在地を定め、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 町は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ア 浸水想定区域

馬淵川及び熊原川における浸水想定区域は、「三戸町洪水ハザードマップ」のとおりとする。

イ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者等の要配慮者が利用する施設洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として高齢者等の要配慮者が利用する施設は次のとおりである。

要配慮者が利用する施設

○ 資料編 3-16-1 「要配慮者利用施設」

ウ 氾濫警戒情報の伝達方法

馬淵川及び熊原川浸水想定区域における氾濫警戒情報の伝達方法については、第4章第5節「避難」による。

エ 避難場所

馬淵川及び熊原川浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び要配慮者が利用する施設の利用者を第3章第9節「避難対策」の場所に避難させる。

(4) 住民に対する周知

町長は、上記で定められた浸水想定区域内の地下街等又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の名称、所在地、氾濫警戒情報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

第17節 風害予防対策〔総務課・建設課・農林課〕

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

1 住民への情報伝達体制の整備

- (1) 町は、強風時においても災害に係る気象予報・警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の整備を図る。
- (2) 町は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に住民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

町等防災関係機関は、第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の防風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること
- (4) 竜巻注意情報に関すること

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び三戸警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保

を図る。

- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を推進する。

第18節 土砂災害予防対策〔総務課・建設課〕

集中豪雨による土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の発表、住民への情報伝達体制の整備及び避難体制の整備等を図るものとする。

1 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての啓発を図る。

2 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

県と青森地方気象台は、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として土砂災害警戒情報を共同で発表する。また、県はその補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。

町は、土砂災害警戒情報の発表を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、地域住民等への周知に努める。

町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合又は台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合においては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを念頭におきながら、県が提供する補足情報を参考とし、溪流・斜面の状況、気象状況及び次の基準等を含めて総合的に判断した上で、余裕のある避難行動に配慮して速やかに避難勧告等を発令する。

種 別	基 準
避難準備・高齢者等避難開始	2時間後に土砂災害監視基準を超過することが予想されるとき
避難勧告	1時間後に土砂災害監視基準を超過することが予想されるとき
避難指示（緊急）	現在、土砂災害監視基準を超過しているとき

3 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状態において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるように土砂災害が想

定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

4 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

5 住民への情報伝達体制の整備

災害に関する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

6 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう地域県民局地域農林水産部、地域県民局地域整備部と連絡を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7 避難体制の整備

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第8節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の町への通報、町から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

(1) 土石流（山津波）危険溪流

- ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などがまざっているとき
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある。）
- エ 降雨量が減少しているにもかかわらず溪流の水位が低下しないとき
- オ 溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石が起こり始めそうなとき

(2) 地すべり危険箇所

- ア 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

- (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - ア 斜面から急に水が湧き出したとき
 - イ 小石がパラパラ落ち始めたとき
- (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
 - ア 立木の倒れる音がするとき
 - イ 山腹に亀裂が生じたとき
 - ウ 山腹傾斜から転石が落ちはじめたとき
 - エ 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じりはじめたとき

8 土砂災害防止法による施策 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 町は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- (2) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (3) 町長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

9 土砂災害警戒区域等一覧

○ 資料編 3-18-1 「土砂災害警戒区域等一覧」

第19節 火災予防対策〔総務課・消防署〕

火災発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

1 建築物の防火対策の推進

- (1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町は不燃及び耐火建築の推進を指導する。
- (2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

消防機関は、火災による人命の安全を確保するため、防火対象物における消火・通報・避難等に関する消防用設備等の適正な設置を促進し、これを常時有効な状態に維持するよう指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導を行い、悪質なものは改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に八戸地域市町村圏事務組合火災予防条例等の周知徹底を図る。

2 防火思想の普及

(1) 一般家庭等に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 消防機関は、火災予防運動及び建築物防火運動を実施し、火災予防等の諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、婦人（女性）防火クラブを育成指導する。

イ 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため少年消防クラブを育成指導する。

ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難地等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川等の自然水利、水泳プール、ため池

等の指定消防水利の活用等、消防水利の多様化を図る。(海水→河川：海に面していないため。)

また、地域社会の安全性を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流活動及び文化教養研修活動を実施するなど、その活動の活性化を図る。

4 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の発表及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するように周知徹底させる。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと

イ 花火をしないこと

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと

エ 屋外においては、引火性マットは爆発性の物品、その他可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること

カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

5 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するためにするべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ適切に実施する。

1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2 実施内容

(1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

ア 気象予報・警報等の発表

大雨や台風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(別図1)に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

イ 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

○ 資料編 4-1-1 「特別警報・警報・注意報の概要」

(イ) 警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準は別表「警報・注意報発表基準一覧表」及び別表1「三戸町における警報・注意報発表基準」に示す。

○ 資料編 4-1-2 「特別警報・警報・注意報の種類と概要」

(ウ) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、洪水についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する警報・注意報をもって代える。

○ 資料編 4-1-3 「水防活動用警報・注意報」

（別表）警報・注意報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

○ 資料編 別表1 「警報・注意報発表基準一覧表」

警報・注意報基準一覧表の解説

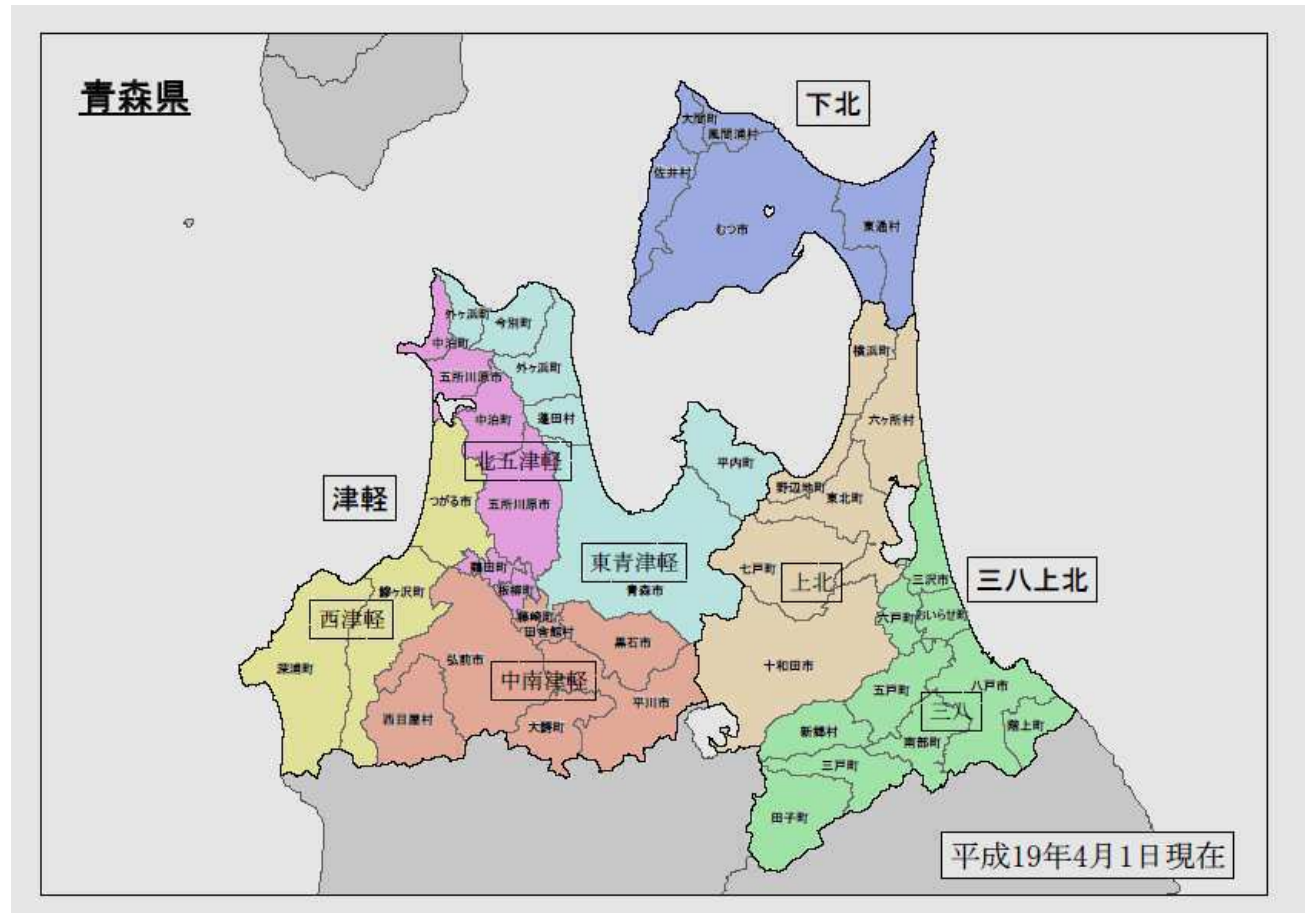
○ 資料編 「警報・注意報基準一覧表の解説」

三戸町における警報・注意報発表基準

○ 資料編 別表2 「三戸町における警報・注意報発表基準」

別図1

青森県の警報・注意報発表区域図



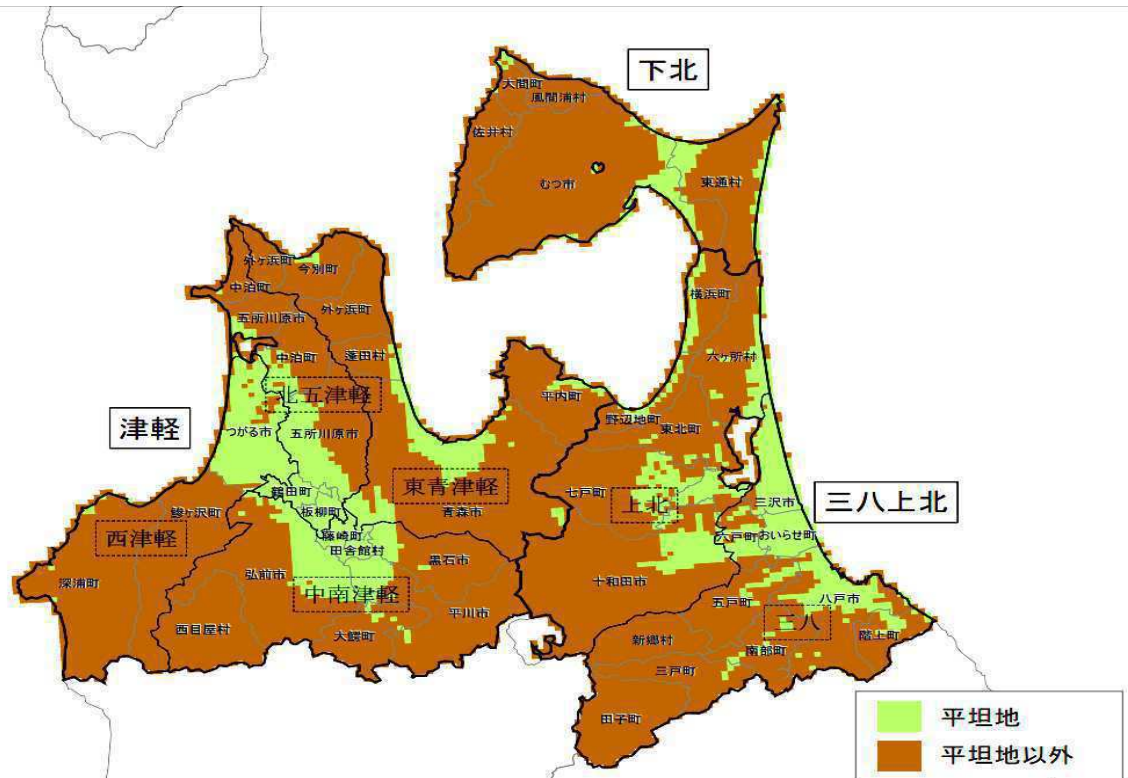
＊「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

府 県 予報区	一次 細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域の名称
青森県	津軽	東青津軽	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
		北五津軽	五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町
		西津軽	つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町
		中津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
	下北	(下北)	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	三八上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
		上北	十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

別図2

平坦地、平坦地以外の分布図

青森県



(エ) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って警戒を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

b 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間に90mm以上）を地上の雨量計により観測、又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた解析雨量）したときに、より一層の警戒を呼びかけるために府県気象情報の一種として発表する。

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、*ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

『※ ダウンバースト：積乱雲の下で強い下降気流が地面にぶつかり、水平に向きを変えて突風となる現象。急に発生して数分で消滅するが、離着陸時の航空機にとっては危険。水平に広がったときの直径が4キロメートル未満のものをマイクロバースト、それ以上のものをマクロバーストという。』

イ 気象予報・警報等の伝達

(ア) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森（八戸）海上保安本部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は警報に限る。

(イ) 県は、防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。

(ウ) 東日本電信電話株式会社は、警報を各支店、関係市町村に伝達する。

(エ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

(オ) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(カ) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ、適切な措置を講ずる。

(キ) 町は、必要に応じ、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。

○ 4-1-4 「気象予報・警報・情報伝達系統図」

(2) 馬淵川中流の洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により馬淵川中流の洪水予報を共同発表するものとする。

洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の種類	発表情報の種類	発表基準	水位危険度レベル
(発表なし)		水防団待機水位超過	レベル1
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	レベル2
洪水警報	はん濫警戒情報	避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき	レベル3
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき	レベル4
	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき	レベル5

イ 洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	左右岸の別	区 域
馬淵川	左岸	三戸町大字梅内字築田川原 152 番地 1 先梅泉橋上流端 から 八戸市大字櫛引字下河原 2 番地 5 地先櫛引橋下流端 まで
	右岸	三戸町大字泉山字久手 52 番地 2 先梅泉橋上流端 から 八戸市大字八幡字下陣屋 46 番地 1 地先櫛引橋下流端 まで

○ 資料編 4-1-5 「馬淵川洪水予報伝達系統図（青森県）」

(3) 避難判断水位の周知及び伝達

ア 避難判断水位の周知

県は、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位情報周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、又は避難判断水位を下回ったときは水防管理者(町)に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

イ 水位到達情報の伝達系統図

県が指定した河川において氾濫危険水位、避難判断水位に達した場合は、次の系統図により伝達する。

○ 資料編 4-1-6 「青森県氾濫警戒情報伝達系統図」

(4) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(イ) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれのある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類

種 類	内 容	発 表 基 準
(待 機) ※	水防団員の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準 備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・崩壊・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

※ 水防団待機水位に達し、待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

b 水防警報を行う河川及びその区域

水系名	河川名	警報発表基準点	砦碑の別	区 間			
馬淵川	馬淵川	馬淵南部	左岸	三戸町大字梅内字築田川原 152 番地 1 地先の梅泉橋上流端	から	八戸市大字櫛引字下河原 2 番地 5 地先の櫛引橋下流端	まで
		剣 吉	右岸	三戸町大字泉山字久手 52 番地 2 地先の梅泉橋上流端		八戸市大字八幡字下陣屋 46 番地 1 地先の櫛引橋下流端	
	種子川	川 向	左岸	田子町大字田子字川代 56 番地先	から	熊原川合流点	まで
			右岸	田子町大字田子字川代 39 番地先			
	熊原川	三 戸 上 郷	左岸	泉沢の合流点	から	馬淵川への合流点	まで
			右岸				

(イ) 水防指令の発令

水防本部長（知事）又は支部長（地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こ

るおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第1指令 (待機指令)	水防体制の小数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第2指令 (準備指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第3指令 (出動指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長びく時は、水防長は適宜交代させるものとする。
解 除	第4指令 (解除指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防指令を発表する。		

イ 水防警報及び水防指令の伝達

水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

(ア) 水防警報伝達系統図（国土交通省） 馬淵川水防警報伝達系統図（馬淵川）

○ 資料編 4-1-7 「水防警報伝達系統図（国土交通省）馬淵川水防警報伝達系統図」

(イ) 水防警報伝達系統図（青森県）

○ 資料編 4-1-8 「水防警報伝達系統図」

(ウ) 水防指令伝達系統図（青森県）

○ 資料編 4-1-9 「水防指令伝達系統図（青森県）」

(5) 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報を発表している中で大雨によって土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、青森県土砂災害警戒情報を共同で発表する。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

(※ただし、鶴田町及び板柳町は発表対象から除く。)

イ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表の解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(ア) 発表

a 大雨警報発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基にあらかじめ設定した監視基準に達した場合

b 土砂災害警戒情報発表中に土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要があると認められる場合

(イ) 解除

実行値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

○ 資料編 4-1-10 「伝達系統図」

(6) 噴火警報等の発表及び伝達

ア 噴火警報等の発表

仙台管区気象台は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

(7) 噴火警報等の種類

- a 噴火警報
- b 噴火予報
- c 降灰予報
- d 火山現象に関する情報等

(i) 対象火山

岩木山、八甲田山、恐山、十和田

(v) 噴火警報等の発表基準

a 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。

予報及び警戒の別	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	発表基準等
噴火警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報（山麓）	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒又は山麓嚴重警戒	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
	噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域又は山麓近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域又は山麓近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合（対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合（対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）
噴火予報			火口内等	平常	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

b 噴火予報

噴火警報の解除を行う場合や、静穏（平常）な状態が続くことを周知する場合等に発表する。

c 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると

予想される地域を発表する予報。

d 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等を周知するために発表する。

(a) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項をとりまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

(b) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(c) 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

(d) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(e) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

e 噴火予報及び噴火警報の構成・内容

(a) 火山名

(b) 予報又は警報の名称

(c) 発表年月日時分（年には元号を用いる）

(d) 発表担当官署等名

(e) 見出し

(f) 本文

1 火山活動の状況及び予報・警報事項

2 対象市町村等

3 防災上の警戒事項等

4 その他必要と認める事項

イ 噴火警報の通報

(ア) 青森地方気象台は、噴火警報を他の機関に先立って県に通報する。

(イ) 青森地方気象台は、県、県警察本部、青森海上保安本部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。

(ウ) 県は、青森地方気象台から受けた情報に基づき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報又は要請するものとする。

(エ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

(オ) 市町村は、必要に応じ、ただちに住民及び関係する公私の団体に周知する。

○ 資料編 4-1-11 「伝達系統図」

(7) 火災警報の発令及び伝達

ア 火災気象通報の通報、伝達

青森地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県はこれを市町村（消防機関）に伝達する。（火災気象通報の実施基準）

- (ア) 実効湿度が67%以下で、最小湿度は40%より下がり最大風速7m/sをこえる見込みのとき
- (イ) 平均風速が13m/s以上の見込みのとき
ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

イ 火災警報の発令

町（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

(8) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

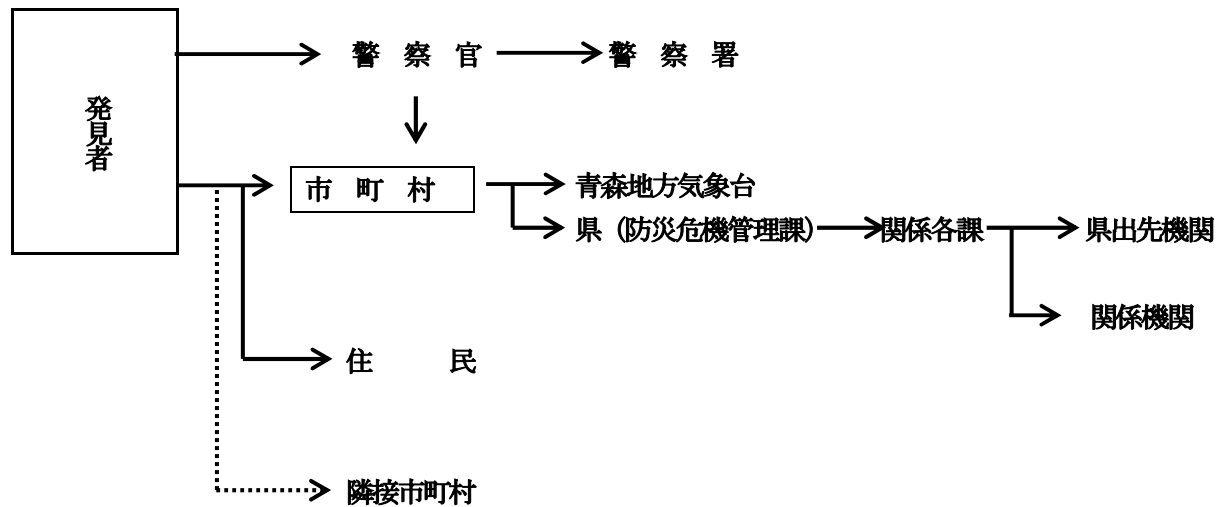
ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

- (ア) 著しく異常な気象現象、例えば竜巻、なだれ、強い降雹等
- (イ) 地象に関する事項
 - a 火山関係
 - (a) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
 - (b) 噴火以外の火山性異常現象
 - 1 火山地域での地震の群発
 - 2 火山地域での鳴動の発生
 - 3 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈等）
 - 4 噴火、噴煙の顕著な異常変化（噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等）
 - 5 火山地域での湧水の顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草地の立ち枯れ等
 - 6 火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

イ 通報及び措置

- (ア) 発見者の通報
異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。
- (イ) 警察官の通報
通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれの警察署に通報する。
- (ウ) 町長の通報
通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。
なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。
 - a 青森地方気象台
 - b 県（防災危機管理課）
- (エ) 県の措置
通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

通報系統図



3 気象予報・警報等の伝達

(1) 気象予報・警報等の伝達方法

- ア 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。
- イ 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。
- ウ 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。
- エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

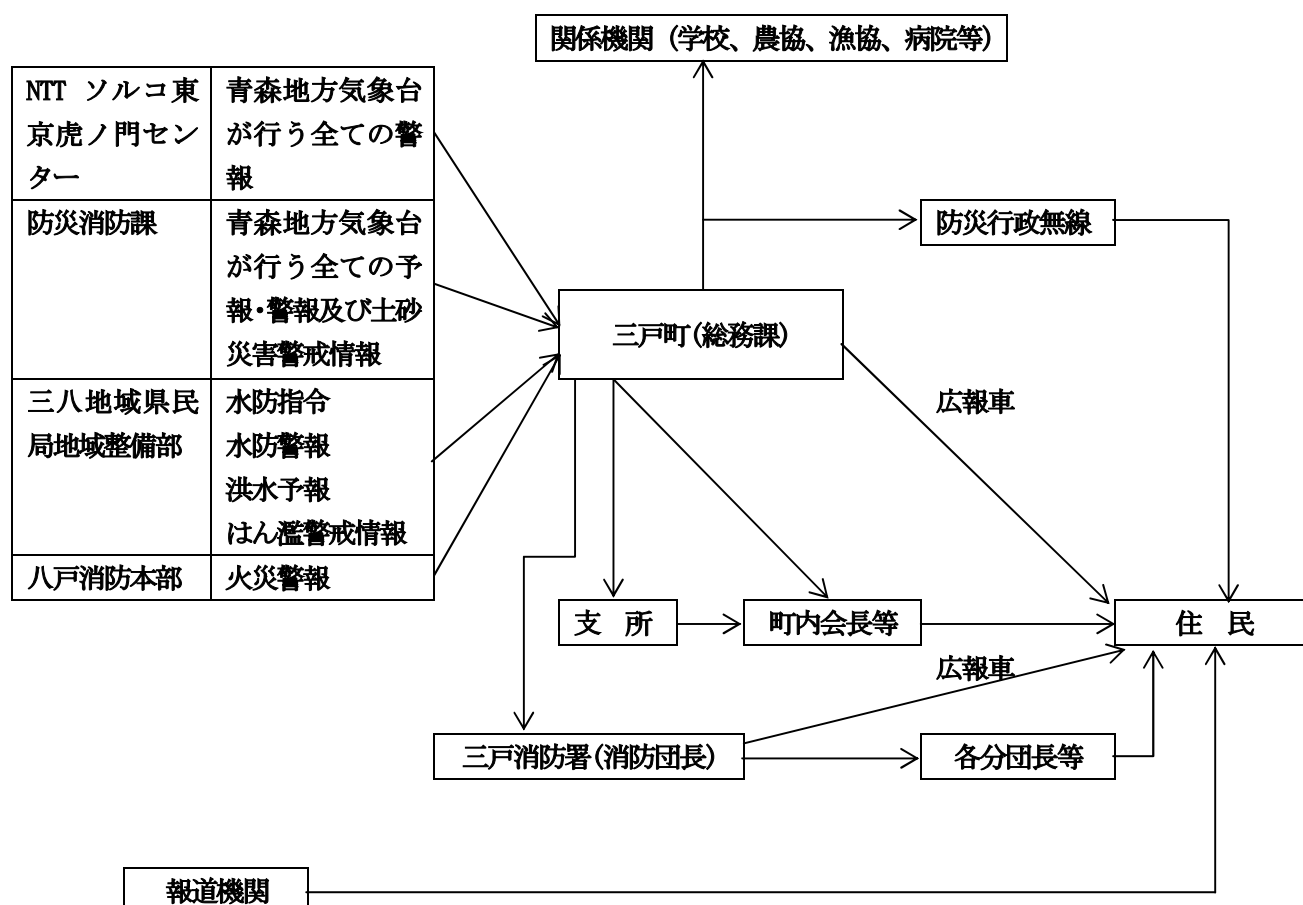
伝達責任者	伝 達 先 等				伝 達 内 容
	伝 達 先	電話番号	伝 達 方 法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課 出先機関		庁内放送 電話	関係課長へ電話 (宿日直員が受 領した場合は、 宿日直員が防災 班長へ電話)	津波情報を除くすべての警報、 注意報 (なお勤務時間外は関係 課長へ)
	三戸消防署	22-1140	電話	電話	すべての警報、特に必要と認め る注意報
	消防団長	23-4062	電話	電話	
	三戸警察署	22-1135	電話	電話	
農林課長	八戸農業協 同組合	22-3311	電話	緊急連絡先	すべての警報、特に必要と認め る注意報
教育委員会 事務局	各学校長		電話	緊急連絡先	すべての警報、特に必要と認め る注意報

オ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	三戸町全住民	広報車、防災行政無線	すべての警報及び特に認める注意報

(2) 気象予報・警報等の伝達系統

気象予報・警報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(3) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

イ 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともにそれぞれ警察署に通報する。

ウ 町長の通報

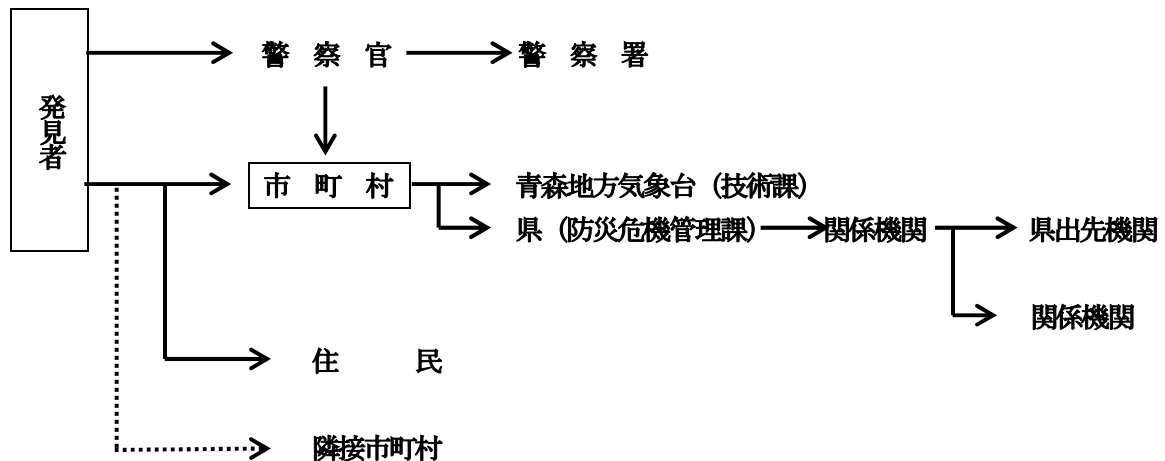
通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台 (技術課)

(イ) 県 (防災危機管理課)

通報系統図



(4) 防災関係機関連絡先

機関名	電 話	連絡責任者	備考
三戸警察署	22-1135	警備課長	
三戸消防署	22-1140	第1・第2消防隊長	
八戸圏域水道企業団	0178-70-7000	経営企画課 課長補佐	

第2節 情報収集及び被害等報告

災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2 情報の収集、伝達

町長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

町長は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、次の各地区ごとの情報調査連絡員から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(イ) 各地区情報調査連絡員（三戸町町内会連合会 事務局：総務課）

○ 資料編 4-2-1 「情報調査連絡員」

(i) 三戸消防署の情報調査連絡員

a 三戸町消防団本団（事務局：総務課防災班）

b 三戸町消防団分団（事務局：総務課防災班）

イ 災害情報の内容

(ア) 災害発生のおそれがある場所

(イ) 今後とらうとする措置

(ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 町職員、三戸消防署職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、総務課職員・三戸消防署員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報等名	危険箇所等	担 当 課	備 考
大雨（特別）警報 暴風（特別）警報 洪水警報 大雪（特別）警報 暴風雪（特別）警報	町内全域 人的被害調査、住家・非住家調査 公立文教施設調査 農林水産施設 公共土木施設調査 公立医療施設調査 要配慮者安否確認 簡易水道施設調査 下水道施設調査	総務課 教育委員会事務局 農林課 建設課 三戸中央病院 健康推進課 建設課 建設課	

エ 災害情報の報告

町長（総務課）は、収集した情報を取りまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当 責任者	協力団体名	備考
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	各地区情報調査連絡員	
人、住家等の被害、社会福祉関係被害	税務課長 住民福祉課長	各地区情報調査連絡員、各施設の長等	
農業関係被害、林業関係被害	農林課長	土地改良区、農業協同組合、森林組合等	
商工業関係被害	まちづくり推 進課長	商工会等	

イ 被害状況の報告等

- (ア) 八戸消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
防災危機管理課	N T T回線	017-734-9088 017-734-9089		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-1-4120 8-810-1-4121		文書データ伝送	
消防庁 応急対策室		平日(9:30～17:45)	左記以外(宿直室)	平日(9:30～17:45)	左記以外(宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8-)048-500-90-49013	(8-)048-500-90-49102	(8-)048-500-90-49033	(8-)048-500-90-49036

- (イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無及び避難の状況
- d 住民の動向
- e その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助態勢の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

※（『火災・災害等即報要領』）

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ア 航空機火災
- イ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- ウ トンネル内車両火災
- エ 列車火災

(2) 危険物等に係わる事故

- ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- イ 負傷者が5名以上発生したもの
- ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設又は周辺で50平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- エ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの
- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等
- オ 市街地の道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- カ 市街地の道路上において発生したタンクローリー火災
- (3) 原子力災害等
 - ア 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - イ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - ウ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - エ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

○ 資料編 4-2-2 「被害調査報告分担区分」

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 総務課は、災害の発生後事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4（資料編）により、災害状況を逐次県（防災危機管理課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(ア) 被害の状況

(イ) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況

(ロ) 避難所の設置状況

(ハ) 避難生活の状況

(ニ) 救護所の設置及び活動状況

(ホ) 傷病者の収容状況

(ヘ) 観光客等の状況

(コ) 応急給水の状況

(ケ) その他

a 当該市町村以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 当該市町村以外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

○ 資料編 4-2-3 「被害報告区分」

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。

総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア 被害状況等の報告は、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ 固定電話が途絶した場合は、防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

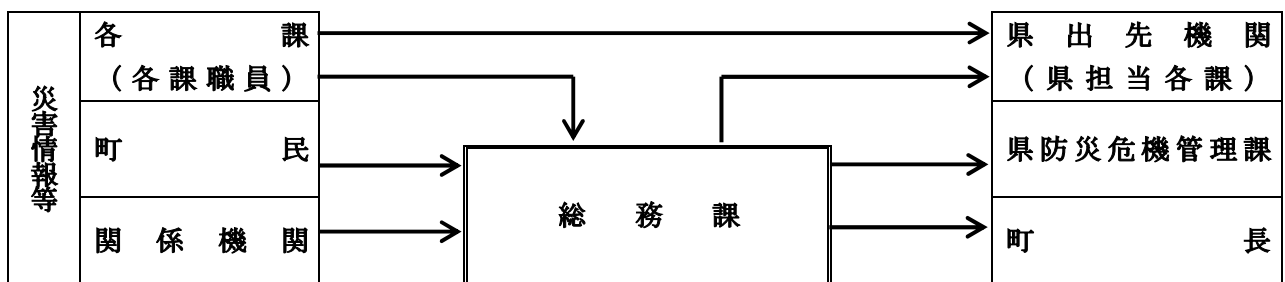
(2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

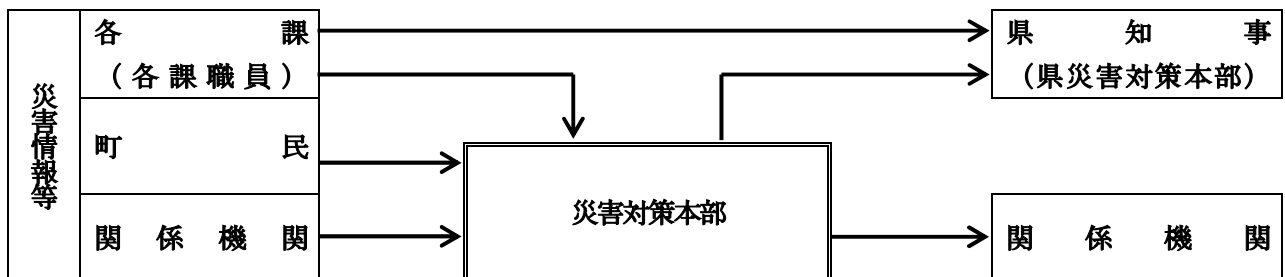
- イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ 県への報告に当たっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

5 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



第3節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 通信連絡手段

市町村等は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

- (1) 町は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

- 資料編 4-3-1 「夜間休日等における非常時連絡網」
（関連事項：2-3-1 「三戸町災害時初動体制マニュアル」）

4 通信連絡

(1) 防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア 災害時優先電話

- (ア) 災害時において電話が*輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（総務課設置）を利用して通信連絡を行う。
- (イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ 非常・緊急通話及び電報

災害時において、通信設備が壊れるか又は*輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電話、電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して接続又は配達することになっており、これらの非常・緊急通話（“102番”交換手扱い接続）・電報を活用して通信連絡を行う。

『※ 輻輳（ふくそう）：通信回路やネットワーク上で多量の通話やデータ通信が集中し、通常の送受信が困難な状態になること。』

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信電話 株式会社	非常通話 緊急通話	20-1117 20-1118	総務課長	・申し込み受付番号は102番 ・申し込みの際の通告事項（通話の種類、発信機関名、発信・通信先電話番号、通話内容）
	非常電報 緊急電報		総務課長	・申し込み受付番号は115番 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等施設の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話施設を利用して通信を確保する。

ア 町有無線設備

次の町有無線設備は、別に定める無線運用要綱（○ 資料編 4-3-2 「三戸町防災行政用無線管理運営要綱」）に基づいて運用する。

無線の種別	呼出名称	台 数
基 地 局	ぼうさいさんのへやくば	1
車 載 無 線	ぼうさいさんのへ1～3	3
携 帯 無 線	ぼうさいさんのへ10～32	23

* 資料編 参考「三戸町防災行政用無線設置及び管理条例」・「三戸町防災行政用無線管理運営規則」

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者 (町)	備 考
消 防 無 線	三戸消防署	川守田字関根 25-5	総務課長	22-1140
警 察 無 線	三戸警察署	同心町字金堀 59-2	総務課長	22-1135 交番、駐在所の設備を含む 警察ルート
東 北 電 力 無 線	東北電力株式会社 八戸営業所	八戸市堤町 11-2	総務課長	0178-43-5612 東北地方非常通信協議会設定ルート
国 土 交 通 省 無 線	国土交通省青森河川国道事務所十和田国道維持出張所	十和田市三本木北平 147-475	建設課長	0176-23-7138
東日本電信電話株式会社 無 線	東日本電信電話株式会社 青森支店	青森市堤町二丁目 6-27	総務課長	017-774-9550
タ ク シ ー 無 線	田中タクシー 三戸タクシー	八日町 54-3 二日町 30	総務課長	23-3211 22-2241
消 防 団 専 用 無 線	三戸町消防団	在府小路町 43		20-1111

(4) 専用通信施設の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信施設の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等は、あらかじめ協議し定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者 (町)	備 考
警 察 電 話	三戸警察署 Tel:22-1135	同心町字金堀 59-2	総務課長	交番、駐在所の設備を含む。
消 防 電 話	三戸消防署 Tel:22-1140	川守田字関根 25-5	総務課長	
鉄 道 電 話	J R 八戸駅 Tel:0178-27-2018	八戸市尻内町字館田 2-2	総務課長	
電 気 事 業 者 電 話	東北電力株式会社八戸営業所 Tel:0178-43-5612	八戸市堤町 11-2	総務課長	

5 災害通信利用系統図

○ 資料編 4-3-3 「災害通信利用系統図」

第4節 災害広報・情報提供

風水害等の災害時が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法	備考
広報総括班長 広報総括班員	総務課長 総務課長補佐	住民 報道機関 防災関係機関 庁内	広報車、防災行政無線、有線放送、インターネット等、口頭、文書、有線電話、無線電話、庁内放送、庁内電話	

3 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 町の実施する広報は、広報総括班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 広報総括班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ 災害の概況
 - ウ 町及び各防災機関の応急措置に関する事項
 - エ 避難の勧告、指示
 - オ 電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ 防疫に関する事項
 - キ 火災状況
 - ク 医療救護所の開設状況
 - ケ 給食、給水の実施状況
 - コ 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - サ 道路交通等に関する事項
 - シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - ス 一般的な住民生活に関する情報

- セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- ソ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
 - ア 報道機関への発表資料は、広報総括班長がとりまとめる。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する
- (6) 住民への広報
 - 住民に対する広報は、おおむね次の方法により、迅速、的確かつわかりやすく行う。
 - ア *防災行政無線（同報無線）、有線放送等の施設による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 報道機関による広報
 - エ 広報紙の掲示、配布
 - オ 避難所への職員の派遣
 - カ その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用等

『※ 防災行政無線：市町村が防災情報を収集し、また、住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワーク（総務省資料）

- ・ 同報系→同時に複数の相手方に通報する無線系等で、屋外に設置したスピーカ等で、住民へ一斉に通報を行う通信システム
- ・ 移動系→災害現場からの情報を収集するため、携帯したり車に搭載したりして利用する通信システム』

4 住民相談室の開設等

- (1) 災害が終息したときは、必要に応じ、総務課長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。
また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を住民に周知するよう努める。

5 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

風水害等の災害時が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、必要に応じ避難所に収容し、人命保護と避難者の援護を図るものとする。

1 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別な場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 （ 要 件 ）	根 拠 法
町 長	災害全般	・ 災害対策基本法第 60 条
警 察 官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	・ 災害対策基本法第 61 条 ・ 警察官職務執行法第 4 条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市（町村）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・ 災害対策基本法第 60 条
自 衛 官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	・ 自衛隊法第 94 条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（町長）	洪水又は高潮によるはん濫からの避難の指示	・ 水防法第 29 条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・ 地すべり等防止法第 25 条

(2) 避難所の設置

避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別な場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 （ 要 件 ）	根 拠 法
町 長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・ 災害対策基本法第 63 条
警 察 官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、町長等、警察官がその場にはいないとき	・ 災害対策基本法第 63 条

消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般 災害の現場において活動確保をする必要があるとき	・消防法第 28 条 ・ 〃 第 36 条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第 21 条

2 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、おおむね次のとおりである。

種 別		基 準
避難準備・高齢者等避難開始	全 般	ア 気象予報・警報、土砂災害警戒情報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき イ 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき ウ 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき
	河 川 水 位	ア 馬淵南部水位観測所水位及び熊原川橋ノ下・三戸水位観測所を基準として判断する。 イ 浸水想定区域の一部に避難準備・高齢者等避難開始 ウ 馬淵南部水位観測所 水位 5.00m 橋ノ下 水位 2.60m (状況により、避難勧告) 三 戸 水位 2.30m (状況により、避難勧告)
避難 勧 告	全 般	ア 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき イ 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
	河 川 水 位	ア 避難準備・高齢者等避難開始河川水位ア項に同じ イ 浸水想定区域の全域に避難勧告 ウ 馬淵南部水位観測所 水位 5.40m 橋ノ下 水位 2.80m 三 戸 水位 2.70m
避難 指 示 (緊 急)	全 般	ア 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき イ 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき
	河 川 水 位	ア 避難準備・高齢者等避難開始河川水位ア項に同じ イ 浸水想定区域の全域に避難指示 (緊急) ウ 馬淵南部水位観測所 水位 6.10m 橋ノ下 水位 3.10m 三 戸 水位 2.93m

※ 避難勧告等の基準に関しては、上記のほか、土砂災害警戒情報等に基づく、具体的な基準を早急に定めることとしている。

3 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難の勧告、指示は、次の信号による。

警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号		
乱 打	約1分 ○—	約5秒 休 止	約1分 ○—

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(エ) 広報車により伝達する。

(オ) 情報連絡員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。

(カ) 電話により伝達する。

イ 町長等避難の勧告、指示をするものは、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ウ) 避難対象者

(エ) 避難経路

(オ) 避難所

(カ) 移動方法

(キ) 避難時の留意事項

(参考) 情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

・戸締まり、火気の始末を完全にすること。

・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む）等）

・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難の勧告又は指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難勧告等を発令した場合

- 災害等の規模及び状況
- 勧告・指示の別
- 避難の勧告又は指示をした日時
- 勧告又は指示をした地域
- 対象世帯数及び対象人数
- 避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

- 避難の勧告又は指示を解除した日時

(イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を三戸警察署に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を三戸警察署長に通知する。

イ 避難の勧告又は指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡し協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知する。

4 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難の勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内会などの単位とする。

イ 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

(3) 指定避難所等

ア 指定避難所等は、次のとおりである。

○ 資料編 4-5-1 「指定避難所等」

イ 災害の状況により、上記の避難所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講ずる。

ウ 町区域内で適当な施設を得難いときは、野外に仮設建物又は天幕を設置するほか、場合によっ

ては隣接市町村に要請し、避難所の提供を求める。

5 避難所の開設

町長は、避難勧告・指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の収容に当たっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、又は民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

ア 避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 避難所配置署員の員数は、避難所1か所当たり最低3人とし、収容状況により増員する。

ウ 避難所に配置する職員について、住民福祉課の職員のみで不足する場合には、総務課庶務班に応援職員を要請する。

(2) 避難所の開設手続

ア 町長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、住民福祉課長に開設命令を発する。

住民福祉課長は、本部長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。避難所の事前指定等については、第3章第9節による。

イ 町長（総務課）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 開設した場合

- ・避難所を開設した日時
- ・場所（避難所名を含む。）及び箇所数
- ・収容人数
- ・開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合

- ・避難所を閉鎖した日時
- ・最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 避難所に収容する者

避難所に収容する対象者は次のとおりである。

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現実被害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ 避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 避難所における職員の任務

ア 一般的事項

- (ア) 避難所開設の掲示
- (イ) 収容者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 収容者名簿の作成

イ 本部への報告事項

- (ア) 避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ 避難所の運営管理

(ア) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と収容者の保護に当たらせる。
- b 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民及び自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
- c 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- e 避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアに努める。
- f 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- g 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 避難所の運営に関し、被災者が相互に助けあう自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- i 要配慮者を把握し、適切に配慮するよう努める。

6 学校、*社会福祉施設等における避難対策

学校及び*社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

(1) 避難実施責任者

- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

『※ 社会福祉施設：社会福祉法上においては第1種社会福祉事業を行う施設（児童養護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、救護施設等）をいう。なお、第2種社会福祉事業に属する事業を行う施設は老人デイサービスセンター、助産施設、保育所、児童厚生施設等をいう。又、社団・組合の行う事業であって、社員又は組合員のためのものなどは当該施設に含まれない。』

7 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

8 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

9 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

10 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合は、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して避難所の開設について応援を要請する。

- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村に協議し、又は他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。

1 1 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第6節 消 防

風水害等による災害において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は八戸消防長が行う。

2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3 消火活動

八戸消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足や消防車等の通行障害の発生のおそれがあるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、八戸消防長は、*医療機関、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部、三戸警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

『※ 医療機関：医療法で定められた医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（医療法第1章第1条の2第2項）のこと。なお、日本赤十字などは公的医療機関として位置づけられる。』

5 町消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、町消防計画による。

6 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援

協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第7節 水 防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1 実施責任者

町長（三戸町水防管理者）が行う。

2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、町長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施する。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適切な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 町水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策については、町水防計画による。

7 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第8節 救 出

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を救

出し、又は搜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び搜索を行う。

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）は、災害により救出又は搜索を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と連絡を密にしながら救出又は搜索を実施する。

2 救出方法

(1) 陸上における救出

ア 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。

イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

ウ 救出隊の数及び人員は、被害の態様に応じ町長等が指示する。

エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請依頼を行うほか町内土木建設業者等に応援を要請して救助活動に万全を期する。

オ 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。

カ 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。

キ 消防機関は、保険班（健康推進課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

ク 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以降は遺体の搜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合にはこの限りではない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機 関 名	担当課	所 在 地	電 話	備 考
三戸町	総務課	在府小路町 43	20-1111	
三戸消防署	庶務班	川守田字関根 25-5	22-1140	
三戸警察署	災害警備本部	同心町字金堀 59-2	22-1135	
三戸警察署斗川駐在所	(情報班)	斗内字清水田 18-1	25-2114	

6 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7 応援協力関係

町長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含めた応援を要請する。

8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9節 食料供給

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を確保・調達する。
- (2) 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

- ア 炊き出し担当は福祉推進班（住民福祉課）とする。
- イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
- （イ） 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。
- （イ） 親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者

(ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。

(イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ 旅人、一般家庭の来訪者、列車、船舶の旅客等であって食料品の持ち合わせが無く調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。

オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

ア 主食

(ア) 米 穀

(イ) 弁当等

(ウ) パン、うどん、インスタント食品等

イ 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量は、おおむね次のとおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

・エネルギー 2000kcal

・タンパク質 55g

・ビタミンB1 1.1mg、ビタミンB2 1.2mg、ビタミンC 100mg

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

実施場所	炊き出し対象地区	炊き出し能力	器材等の整備状況	炊き出し実施班の構成	備考
老人福祉センター	梅内泉山地区	200食	釜、ガス設備、食器等	婦人会等	
梅内ふれあい会館	〃	〃	〃	〃	
泉山あすなろ会館	〃	〃	〃	〃	
中央公民館	旧三戸町	500食	〃	〃	
目時さわやか会館	目時地区	200食	〃	〃	
農村環境改善センター	斗内地区	300食	〃	〃	
豊川ほうえい会館	豊川地区	200食	〃	〃	
大舌交流センター	大舌地区	〃	〃	〃	

杉沢ふるさと会館	杉沢地区	〃	〃	〃	
ウッド・ロフトかいもり	貝守地区	〃	〃	〃	
基幹集落センター	貝守地区	〃	〃	〃	
袴田生活改善センター	袴田地区	〃	〃	〃	
蛇沼やまびこ会館	蛇沼地区	〃	〃	〃	

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

団体名	代表者	会員数	所在地	連絡方法	備考
連合婦人会	伊 達 代表	100	中央公民館	22-2186	
三戸赤十字奉仕団	山 下 代表	80	住民福祉課	20-1111	
貝守自主防災会	遠 藤 代表	39	会長宅	27-2421	
袴田自主防災会	松 原 代表	75	会長宅	22-1784	
蛇沼自主防災会	竹 野 代表	73	会長宅	27-2255	
杉沢自主防災会	沼 澤 代表	104	会長宅	27-2415	
久川自主防災会	松 尾 代表	270	会長宅	23-5251	
六日町自主防災会	坂 本 代表	474	会長宅	22-0354	
八日町自主防災会	藤 村 代表	118	会長宅	23-3618	
同心町自主防災会	藤 村 代表	200	会長宅	23-3239	
斗内自主防災会	越 後 代表	274	会長宅	25-2741	
下二日町自主防災会	石 亀 代表	70	会長宅	22-2218	
元木平自主防災会	沼 澤 代表	295	会長宅	23-4392	
豊川自主防災会	水 梨 代表	200	会長宅		

3 食品の調達

(1) 食品の調達

調達担当者は防災班（総務課）とする。

(2) 食料の確保

ア 町長は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に粉ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ 流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

※ 災害時における支援協力に関する協定（株式会社ユニバース：平成19年11月30日締結）

(3) 米穀の調達

県は、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な応急用米穀（「緊急食料調達・供給体制整備要綱」（平成8年1月17日付け7総第891号農林水産事務次官依命通知）に基づく米穀）を調達する。ただし、災害救助法が

適用された場合においては、県又は町は、災害救助用米穀（「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づく政府所有の米穀）を調達する。

ア ※¹応急用米穀

(ア) 町は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。

(イ) 県は、町の申請に基づき、農林水産省に給食に必要な米穀の必要数量等を通知する。

(ウ) 農林水産省は、県からの通知に基づき、米穀販売事業者に対して手持ち精米を県等に売却するよう要請するとともに、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

イ ※²災害救助用米穀

(ア) 県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。

(イ) 町が直接、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産大臣に連絡する。

(ウ) 県は、農林水産省と販売契約書により契約を締結し、購入した災害救助用米穀を町に供給する。

『※1 応急用米穀：応急用米穀は、市町村の申請に基づき県が農林水産省に対し要請することにより、農林水産省から米穀販売事業者に対して手持ち精米を県又は県が指定する者に売却される。又、農林水産省からは、必要に応じ、政府所有米穀が供給される。町は、応急用米穀の供給を受けたときは、県に対し、供給を受けた全体の数量について報告する。』

『※2 災害救助用米穀：災害救助用米穀は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県又は市長からの要請に基づき政府所有の米穀が供給される。町は、速やかに県に対して、当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。』

(4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

町長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

町長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて、指定地方公共機関に要請して調達し、町に供給する。

ウ 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

(ア) 弁当、パン、うどん・麺類等製造所等

製造所名	所在地	電話番号	製造能力	備考
加 藤 パ ン	川守田字沖中 6	23-3876	4,000 食 6,000 個	ご飯 パン
梅 松 製 麺 所	在府小路町 1-3	22-2521	2,000 食	うどん

(イ) インスタント食品調達先

調達先	所在地	管理者名	電話番号	調達可能数量					備考
				カップ麺	ゆめしほ	ゆめしほ	缶詰	その他	
株式会社 ユニバース 三戸八日町店	八日町 12-2	店 長	22-3838	6000 食	2000 食	2000 食	2400 個	協 定 書 による。	

(ウ) 調達、供給食糧の集積場所

調達食料及び供給食糧の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域	備 考
中央公民館 及び体育館	川守田字関根川原 55	館長	22-2186	鉄筋コンクリート 3,683 m ²	三 戸 地 区	
老人福祉セ ンター	梅内字権現林 139	センター長	22-3361	鉄筋コンクリート 1,341 m ²	留 崎 地 区	
農村環境改 善センター	斗内字清水田 14	斗川支所長	25-2111	鉄筋コンクリート 1,182 m ²	斗 川 地 区	
基幹集落セ ンター	貝守字北向下田 32	猿辺支所長	27-2111	鉄筋コンクリート 989 m ²	猿 辺 地 区	

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は、福祉推進班及び国民健康保険班（住民福祉課）とする。

イ 福祉推進班及び国民健康保険班の構成は次のとおりとする。

集積場所	班 長	班 員	備 考
中央公民館及び体育館 老人福祉センター 農村環境改善センター 基幹集落センター	福祉推進班長 国保環境班長	福祉推進班班員及び国 保環境班員の若干名と 保育士・児童館の職員を もって充てる。	集積施設の職員（業務従事者）及 び配分対象地域の町内会長

(2) 配分要領

町長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利

用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、女性団体、日赤奉仕団、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料(米穀、しょう油等)として供給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請する。ほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。県は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については東北経済産業局又は他県にそれぞれ要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。県は、町の実施する炊き出し及びその他の食品の給与の実施について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に定める応援調整市町村と連絡調整し、他市町村に応援するよう指示する。応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。県は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、町からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第10節 給 水

風水害等の災害により、水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）及び八戸圏域水道企業団企業長が行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は上下水道班（建設課）とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

イ 緊急遮断装置等により排水管を部分的に遮断し、排水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できるところでは、これを給水所とする。

エ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

オ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

カ *応急給水弁による給水・設置場所

(ア) 小中一貫三戸圏三戸中学校（所在地：梅内字権現林）給水袋：6ℓ 200袋、10ℓ 200袋

(イ) 斗川小学校（所在地：斗内字清水田）給水袋：6ℓ 200袋、10ℓ 200袋

『※ 応急給水弁：災害に強い耐震管へ設置された設備で、被災直後、給水タンク車等への補給・臨時給水を行う場所。』

3 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。（指定給水装置工事事業者）

イ 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

所有者等	種類 浄水器 能力水量	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水車 能力水量	浄水薬品			連絡先
三戸町消防団		1t						第2分団屯所保管
三戸消防署				2t				三戸消防署常備
八戸圏域水道企業 団馬淵川営業所		1t×4基	携行缶 10ℓ 89個 20ℓ 94個 給水袋 5ℓ 290袋 10ℓ 700袋					南部町大字福田 字鮫ノ口2-13 0178-84-2580

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

水 源 名	管理者	水質状況	備 考
杉沢地区簡水配水池（浄水能力 40 m ³ /日）	三戸町長	良	建設課 上下水道班
蛇沼地区簡水配水池（浄水能力 99 m ³ /日）	三戸町長	良	
大舌地区簡水配水池（浄水能力 189 m ³ /日）	三戸町長	良	
貝守地区簡水配水池（浄水能力 302 m ³ /日）	三戸町長	良	

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検

ウ 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

5 応援協力関係

(1) 町長及び八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の派遣を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第11節 応急住宅供給〔建設課、関係各課〕

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、又は被害住家を応急修理し、被災者の保護収容を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

イ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

ウ 被災者の生業の見通しがたつ場所

○ 資料編 4-11-1 「設置予定場所」

(2) 建設方法

建設は、直接又は建設業者に請け負わせて行う。

(3) 供 与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の居住へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(4) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(5) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を推進する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

(2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、直接又は建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

4 建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建築は、土木班（建設課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、町内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。
関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

○ 資料編 4-11-2 「建築資材の調達先及び建築技術者の確保」

5 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

6 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第12節 遺体の搜索、処理、埋火葬〔住民福祉課、警察署、消防団、三戸中央病院〕

被災地の住民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、三戸警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。
- (3) 災害時における遺体埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 遺体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後3日）を経過している場合。

- イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
- ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合
- (2) 遺体の搜索の方法
 - 遺体の搜索は、警察官及び消防職団員等により搜索班を編制し、実施する。
 - なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の*検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。
- (3) 事務処理
 - 災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。
 - ア 実施責任者
 - イ 遺体発見者
 - ウ 搜索年月日
 - エ 搜索地域
 - オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
 - カ 費用

『※ 検案：医師の診察を受けずに死亡した者の遺体について、医師が、死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断することをいう。』

3 遺体の処理

- (1) 対 象
 - 遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。
- (2) 遺体の処理の方法
 - ア 三戸警察署は、収容した遺体について検視（見分）する。
 - イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
 - ウ 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
 - エ 町は、遺体の身元の識別又は埋火葬が行われるまでの間、大規模なイベント施設、公民館、体育館、廃校等多数遺体を安置可能な場所に一時保存する。

施 設 名	管 理 者	電話番号	所 在 地	施設概況	収容能力
勤労者体育センター	教 育 長 (教育委員会事務局長)	22-1979 22-0173	川守田字関根 20-8	鉄筋コンクリート 770.44 m ²	233 体

(収容能力は、1体当たり 3.3 m²で算出)

- (3) 事務処理
 - 災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。
 - ア 実施責任者
 - イ 死亡年月日
 - ウ 死亡原因
 - エ 遺体発見場所及び日時
 - オ 死亡者及び遺族の住所氏名

- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時収容場所及び収容期間
- ク 費用

4 遺体の埋火葬

(1) 対 象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬は原則として火葬とし、その程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、埋葬（土葬）又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

(4) 埋火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておく。

ア 火葬場

名 称	所 在 地	管理者	電話番号	1日処理能力	使用燃料	備 考
三戸地区葬祭場	川守田字大久保 58	南部町長	23-4630	6 体	重油	

イ 埋葬及び埋蔵予定場所

○ 資料編 4-12-1 「埋葬及び埋蔵予定場所」

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 埋火葬年月日

ウ 死亡者の住所、氏名

エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ 埋火葬品等の支給状況

カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

町長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 障害物除去〔総務課、建設課〕

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合に、被災者の保護、災害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
 - (イ) 除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去
 - ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。
 - イ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
 - ウ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
 - エ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適切な場所として、その場所は次のとおりである。

集 積 地	所 在 地	収容能力	管理者
旧豊川小学校跡地	豊川字上村中 23	6,300t	三戸町長
旧斗内小学校跡地	斗内字寺牛 87	9,300t	三戸町長

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所とする。

4 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。
作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

所有者	所在地	電話 番号	機械器具及び操作員の名称数量等					備考
			クレーン車	ショベルローダー	グレーダー	ブルドーザー	その他	
三戸町長	在府小路町43	20-1111		1				

- 資料編4—13—1 「参考：資機材等の現有状況（業者等）」

5 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与 【住民福祉課】

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品の給与、貸与及び調達、町長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱の適用基準に達した場合は知事及び知事から委任を受けた町長）が行う。

2 確保

- (1) 町は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 町は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。
- (3) 町は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

3 調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉推進班及び国保環境班（住民福祉課）とする。

(2) 調達方法

町内の業者から調達するものとするが、当該業者が被害を受けて調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

調達先及び調達可能数量は、おおむね次のとおりとする。

○ 資料編 4-14-1 「調達先及び調達可能数量・調達物資の集積場所」

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

○ 資料編 4-14-1 「調達先及び調達可能数量・調達物資の集積場所」

4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア 給（貸）与担当は、福祉推進班及び国保環境班（住民福祉課）とする。

イ 構成は、次のとおりを基準とする。

管理者 1名 協力員 10名

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 見廻品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料
- ケ 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、*ストーマ用装具等の消耗機材

(4) 配分方法

町は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品を給（貸）与する。

5 応援協力関係

町長は、自ら生活必需品の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

『※ ストーマ用装具：人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」もしくは「便」を貯留するための装具のこと。』

第15節 医療、助産及び保健〔健康推進課、三戸中央病院〕

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合又は災害が大規模かつ広域にわたる場合で、町における対応が困難であると判断されるときは、知事及び知事の委託を受け日本赤十字社青森県支部長）が行う。

2 医療、助産の保健の実施

(1) 対象者

- ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ 助産の対象者は、災害のため医療の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ 保健の対象者

- (ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者
- (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
- (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
- (エ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範 囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術その他治療及び施術
- エ 病院、診療所又は介護老人保健施設への移送
- オ 看護、介護
- カ 助産（分べん介助等）
- キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア 医 療

救護班により医療に当たるものとするが、※トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、寝たきり老人等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

イ 助 産

上記アに準ずる。

ウ 保 健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

- ・班長（医師） 1名
- ・看護師若しくは保健師 2名
- ・事務局 1名

(5) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

『※ トリアージ：大災害によって多数の負傷者が発生した際に、現場で傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること。また、その役目。重傷者を優先的に処置し、現場の人材・機材を最大限に活用するために行われる。順位は、負傷者の総数、応急処置能力、医療機関の収容能力、搬送能力などを考慮し、状況に応じてそのつど判定される。』

トリアージタグ：トリアージの判定内容を示す札。災害などで多数の負傷者が出た場合に、

傷の軽重によって治療や搬送の優先順序を判定し、4 種の色と数字で示すもの。優先順序のほか、本人の氏名や年齢、傷の状態、応急処置の内容などを記入する欄があり、負傷者の手首につけておく。[補説]トリアージタグの判定分類 **赤色 (Ⅰ)**：最優先治療群 **黄色 (Ⅱ)**：非緊急治療群 **緑色 (Ⅲ)**：軽処置群 **黒色 (0)**：死亡及び不処置群』

○ 資料編 4-15-1 「救護所の設置予定場所」

3 医薬品等の調達及び供給

- (1) 医薬品等の調達は、高齢者支援班（健康推進課）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。

○ 資料編 4-15-3 「医薬品類等の調達先」

- (2) 医薬品等不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達のあつせんを要請する。

4 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第17節輸送対策による。

5 医療機関等の状況

町内の医療機関の状況は、次のとおりである。

○ 資料編 4-15-2 「町内の医療機関」

6 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害時派遣医療チーム（※DMAT）の派遣を含め応援を要請する。

『※ DMAT：「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」で災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）のことで、医師、看護師業務調整者（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。』

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 被災動物対策〔住民福祉課〕

災害時における飼養動物（※家庭動物等）の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。

『※ 家庭動物等：愛がん動物（ペット）又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 第2 環境省）』

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て町が行う。

2 実施内容

(1) 避難所における動物の適正飼養

町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。

(2) 特定動物の逸走対策

県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置

県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策〔総務課、関係各課〕

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長が行う。

2 実施内容

(1) 車両等の調達

輸送対策担当は、管財班（総務課）とする。

町は、自ら所有する車両等により輸送を行う者とするが、不足する場合は次の順序により調達する。

なお、町有車両は次のとおりである。

○ 資料編 4-17-1 「三戸町車両保有状況」

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ 被災者の救出に係る輸送
- エ 飲料水供給に係る輸送
- オ 救援用物資の輸送
- カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等輸送拠点を把握しておく。

ア 自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (ア) 航空機使用の目的及びその状況
- (イ) 機種及び機数
- (ウ) 期間及び活動内容
- (エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

○ 資料編 4-17-2 「ヘリコプター離着陸場所」

エ 人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の確認

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

○ 資料編 4-17-3 「緊急通行車両保有状況」

3 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援又は知事へ自衛隊の派遣を含めた応援を要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第18節 労務供給 [総務課、住民福祉課]

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 町が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図る。

- (2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分

(エ) 災害復旧作業現場における軽易な作業

(オ) 軽易な事務の補助

ウ 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、町長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ 日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

町内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

○ 資料編 ４－１８－１ 「日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況」

(3) 労務者の雇用

ア 労務者が行う応急対策の内容

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療救護における移送

(ウ) 被災者の救出（救出する機械等を操作する場合を含む。）

(エ) 飲料水の供給（供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等の配布に要する場合を含む。）

(オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分

(カ) 遺体の搜索及び処理

イ 労務者の雇用は、原則として三戸町地域職業相談所を通じて行う。

ウ 労務者の宿泊施設については、隣接市町村等へ要請し、最寄りの宿泊施設を利用、又はその都度定める。

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

○ 資料編 ４－１８－２ 「技術者等の従事命令等」

4 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は庶務班（総務課）とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、庶務班長に労務供給の要請を行う。

イ 庶務班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相

互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に応援を要請する。

イ 町長は、要請先に適任者がいない等の場合、知事へ職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 応援協力

町長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第19節 防災ボランティア受入・支援対策 [住民福祉課]

災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 町災害対策本部との連絡調整

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと防災ボランティアのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため町、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

(1) 町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 町は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第20節 防 疫〔住民福祉課、関係各課〕

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染者予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

国保環境班（住民福祉課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職員、奉仕団、臨時の作業員をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

○ 資料編 4-20-1 「防疫班の編制」

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）第27

条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰を配布し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ネズミ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施にあたっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部へ連絡するものとする。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ 感染症指定医療機関は次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	電話	病床数	備考
八戸市立市民病院 感染症病棟	八戸市大字田向字毘沙門平1	0178-72-5111	6	

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、ネズミ族、昆虫等駆除の地域指定の要否、災害救助法の適用の有無その他参考となる事項について、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア 被害状況報告書

イ 防疫活動状況の報告

ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

オ ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

カ 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ 患者台帳

ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

○ 資料編 4-20-2 「防疫用薬剤の調達先」

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

3 応援協力関係

(1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長への応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第21節 廃棄物等の処理及び環境汚染防止〔住民福祉課〕

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の収集、処理業務及びモニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の収集・処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ ごみの処分

(ア) 可燃性のごみは、町等のごみ処理施設において焼却処分する。

(イ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。

(ウ) 不燃性のものは、町等の最終処分地に運搬し、埋立処分する。

(エ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合又は焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分に委託して処理する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

ア し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

イ し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度くみ取りを実施する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処理する。

(3) 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施する。

○ 資料編 4-21-1 「清掃班の編成」

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿処理施設は、次のとおり選定しておく。

○ 資料編 4-21-2 「ごみ及びし尿処理施設」

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の遺体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。なお、搬送が不可能な場合は、三八地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で、適切な方法で搬送する。

3 清掃資機材の調達

清掃資機材の調達は町所有のもののほか、町内関係業者所有のものを借り上げるものとする。
町及び業者所有の清掃資機材は次のとおりである。

○ 資料編 4-21-3 「清掃資機材の所有状況」

4 応援協力関係

町長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請する。

5 環境汚染防止

町長は、工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第22節 金融機関対策 [税務課]

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2 応援協力関係

町長は、被災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書等の円滑な発行に努める。

第23節 文教対策 [教育委員会]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

(1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長及び町教育委員会が行う。

(2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は校長（園長を含む。以下同じ）が行う。

(3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2 実施内容

(1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

校長は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

(2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県教育委員会、町教育委員会及び私立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。(分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。)

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。

オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

○ 資料編 4-23-1 「各学校の代替予定施設」

カ 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア 町立学校等

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行う。

ただし、各学校長が行う場合は、町教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに町教育委員会に報告する。

イ 私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

町長は、児童生徒等が学用品をそう失し、又はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、又はき損し、就学に支障を来した小学校児童及び中学校生徒(中等教育学校の前期課程生徒を含

む。)

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、次の業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

○ 資料編 4-23-2 「教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達先」

エ 給与の方法

(ア) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配布する。

(イ) 校長は、配布計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配布する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やか応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 県教育委員会及び町教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

○ 資料編 3-12-1 「参考：文化財等一覧表」

3 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

○ 資料編 4-23-3 「教育施設の現況」

(2) 学校以外の教育施設の状況

○ 資料編 4-23-3 「教育施設の現況」

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、町教育委員会又は県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施調達について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第24節 警備対策 [警察署]

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における警備対策、三戸警察署長が町、自主防災組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2 災害時における措置等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

- ア 三戸警察署は独自に、遺体は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
 - イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
 - ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関被災市(町村)、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (6) 被災地における広報活動

第25節 交通対策 [警察署、関係各課]

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱の防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、三戸警察署長が道路管理者等と連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況等の把握

- ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
- イ 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

- ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講ずる。
- イ 道路管理者は、応急復旧に長時間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。
- エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、迂回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議する。

(4) 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事への応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。

第26節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 [関係各課]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講ずる。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置

ア 体制確立

災害により施設等が被害を受けた場合、又は被害が発生するおそれがある場合は、東北電力株式会社八戸営業所に協力を要請するものとする。

名 称	住 所	電話番号
東北電力株式会社八戸営業所	八戸市堤町 11-2	0178-43-5612

イ 要員及び資機材等の確保

要請を受けた東北電力株式会社八戸営業所は、災害状況に応じて必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

ウ 安全広報

災害の規模や状況に応じて、地域住民に対し、広報車及び無線放送等により、安全広報を行う。

エ その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置

ア 体制確立

災害により施設等が被害を受けた場合、又は被害が発生するおそれがある場合は、ガス供給確保のため町内ガス取扱業者に協力を要請するものとする。

○ 資料編 4-26-1 「町内ガス取扱い業者」

イ 要員及び資機材等の確保

要請を受けたガス取扱業者は、災害状況に応じて必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

ウ 安全広報

災害の規模や状況に応じて、地域住民に対し、広報車及び無線放送等により、安全広報を行う。

エ その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置

ア 体制確立

災害により施設等が被害を受けた場合、又は被害が発生するおそれがある場合は、八戸圏域水道企業団に協力を要請するものとする。

八戸圏域水道企業団 八戸市南白山台一丁目1 1-1 0178-70-7000

また、八戸圏域水道企業団のみでは、困難な場合は、町内指定業者に協力を依頼するものとする。

八戸圏域水道企業団指定はつぎのとおりである。

○ 資料編 4-26-2 「八戸圏域水道企業団指定」

イ 要員及び資機材等の確保

要請を受けた八戸圏域水道企業団は、災害状況に応じて必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

ウ 安全広報

災害の規模や状況に応じて、地域住民に対し、広報車及び無線放送等により、安全広報を行う。

エ 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、町長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

オ その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置（建設課）

ア 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況をするため、あらかじめ定められた組織体制により、災害直後は、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点に調査するものとする。

(ア) 施設建物の被害状況

(イ) 管渠の接続及び沈下状況

(ウ) マンホール、樹等の接続状況

(エ) 管渠の堆積土砂の状況

(オ) 路盤沈下の状況

イ 応急対策

災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技

術者等の確保を行い、町内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、施設の被害状況を広報車及び報道機関等を利用し地域住民に広報するとともに、使用上の注意事項及び制限について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

ウ 応急復旧

(ア) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障がないよう被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せるよう仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講ずる。必要によっては、生活環境班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い生活環境衛生の確保を図る。

(イ) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ次の事項を基本に復旧方針を作成するとともに、動員計画を立て、他市町村、県、工事施工者等関係機関の資機材及び技術者等の応援を得て早期復旧を図る。

 a 幹線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧するものとする。

 b 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

エ 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、町長は自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

オ その他必要と認める事項

(5) 電気通信設備応急措置

ア 体制確立

災害により電気通信施設が被害を受け、又はそのおそれがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害対策実施規則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

イ 要員及び資機材等の確保

災害発生が予想されるときは、その状況に応じて要員の待機、工事用車両、資機材の点検を行うなど、準備警戒の処置をとる。

(ア) 災害対策用資機材の整備点検

(イ) 可搬形無線機等の出動準備

(ウ) 予備電源設備、移動電源車の稼働準備

(エ) 出動要員の確保（呼出し等を含む。）

(オ) 食料、飲料水、燃料等の確保

ウ 安全広報

災害の規模や状況に応じて、地域住民に対し、広報車及び無線放送等により、安全広報を行う。

エ 応急復旧

災害により電気通信設備が被害を受け、又はそのおそれがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施規則に基づき、直ちに応急復旧に当たるほか、災害の規模及び状況に応じて、通信を確保するため次の措置を行う。

(ア) 災害対策機器による通信の確保

(イ) 特設公衆電話の設置

 広範な通信途絶等が発生したときは、支店等の窓口に特設公衆電話を設置し、緊急通信及

び被災者の通信を確保する。

オ 非常通信、緊急通話の確保

災害が発生、若しくはそのおそれがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び街頭公衆電話の通信を確保するが、異常輻輳状態が解消しないときは、それらに対しても段階的に利用を制限する。

カ その他必要と認める事項

(6) 放送施設応急措置

ア 放送施設対策

町長は、災害時において、地域内に放送施設を有する各事業者（各事業所）に対し、以下の措置を依頼する。なお、当該依頼に対する対応は、各事業者（各事業所）の自主判断とする。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送障害の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、その他の臨時の放送局を開設し、放送の継続に努める。

イ 視聴者対策

町長は、日本放送協会に対し、災害時における受信機の維持、確保のため次の措置を講ずるよう依頼する。

(ア) 受信機の復旧

被害受信機の取扱いについて周知するとともに、被害受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

避難所その他有効な場所への受信機の貸与・設置により、視聴者への情報の周知を図る。

ウ その他必要と認める事項

第27節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業協同組合各支部等と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 町長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合各支部等と調整しても調達できない場合は、知事に応援を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第28節 相互応援協定等に基づく広域応援 [総務課]

大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

2 応援の要請等

- (1) 町長は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合、次により応援を要請する。
 - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
 - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。
 - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。
- (4) 町長は、知事指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずるものとする。
- (5) 協定の締結状況

○ 資料編 4-28-1 「協定の締結状況」

3 防災関係機関等との応援協力

町長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

○ 資料編 4-28-2 「応援協定の締結状況」

第29節 自衛隊災害派遣要請〔総務課〕

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請に係る事務手続については、町長が行う。

2 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に関して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時期を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開、障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付、譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3 災害派遣の要請手続き

(1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（八戸駐屯地）の長等に通報する。

また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

派遣要請先

青森市	陸上自衛隊第9師団司令部	017-781-0161
むつ市	海上自衛隊大湊地方総監部	0175-24-1111
三沢市	航空自衛隊北部航空方面司令部	0176-53-4124
弘前市	陸上自衛隊弘前治駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令部	0178-28-3011

(2) 町長の知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続き

ア 町長は、当該町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ 町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

○ 資料編 4-29-1 「ヘリコプター離着陸場所、駐車場所」

(6) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6 経費の負担

町長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速にかつ円滑に受け入れることができるよう、町長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

○ 資料編 4-29-2 「災害派遣に関する申し出について」

第30節 県防災ヘリコプター運航要請 [総務課]

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、町長及び消防長が行う。

2 運航要請の要件

- (1) 公共性 災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

3 活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - 被害状況の偵察、情報収集等
 - 救援物資、人員等の搬送
 - 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
- (2) 火災防御活動
 - 林野火災における空中消火

偵察、情報収集

消防隊員、資機材等の搬送等

(3) 救助活動

中高層建築物等の火災における救助等の活動

山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

(4) 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

4 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行う。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

(5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

5 受入態勢

町長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

(1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

(2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配

(3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

○ 資料編 4-30-1 「青森県防災ヘリコプター緊急運航要請」

第5章 雪害対策、火山災害、事故災害対策計画

雪害、火山災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ以下のとおりとする。

第1節 雪害対策

1 予防対策[各課共通]

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林漁業の生産条件の確保を図る。

(1) 雪害に強いまちづくり

ア 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。

イ 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

ウ 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない高齢者等の要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあつせんを行う。

エ 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。

オ 積雪期における避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

(4) 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア *医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

イ 災害時の搜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

『※ 医療機関：医療法で定められた医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（医療法第1章第1条の2第2項）のこと。なお、日本赤十字などは公的医療機関として位置づけられる。』

(5) 道路交通対策

除雪機械、消融雪施設等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

(6) 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

(7) 上下水道施設

ア 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

イ 上水道にあつては、水源地、消火栓等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

(8) 農林水産業の生産条件の確保

ア 果樹等の枝折れ防止

果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。

イ ビニールハウスの破損防止

積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。

ウ 越冬作物等の被害防止

積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。

エ 越冬飼料の確保

冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足に対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。

オ 牛乳輸送の円滑化

牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。

カ 農畜産物の滞貨防止

豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。

キ 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

(9) 生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

(10) 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

(11) 町と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、町の住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

(12) 文教対策

ア 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

イ 冬季分校及び寄宿舎の開設

冬期間の積雪による通学困難を解消し、円滑な教育の確保を図るため、必要に応じて、冬季分校及び寄宿舎を開設する。

ウ 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

オ 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

カ 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたてて実施する。

(13) 防雪対策

ア なだれ災害予防対策

(ア) なだれ防止施設の整備

a 道路のなだれ防止施設の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止施設を整備する。

b なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

c 集落を保全するなだれ防止施設の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止施設を整備する。

(イ) なだれ危険箇所の警戒

a 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

b 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知させるため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

(ウ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制・迂回路の開設及び避難措置等について、必要な事故防止措置を講ずる。

イ 地吹雪災害予防対策

(ア) 道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェッド、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設、視程障害対策施設を整備する。

(イ) 地吹雪多発地域の警戒

a 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握

する。

- ｂ 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオを通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

ウ 着雪災害予防対策

(ア) 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

(イ) 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講ずる。

(ウ) 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、(8)「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

エ 融雪災害予防対策

(ア) 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第16節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

(イ) 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第3章第18節「土砂災害予防対策」により実施する。

(14) 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。

(15) 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

(16) 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

2 応急対策〔建設課・総務課・関係各課〕

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行う。

(1) 実施責任者

町長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、住民の生活確保のために町道等の除排雪を行う。

(2) 道路の交通確保

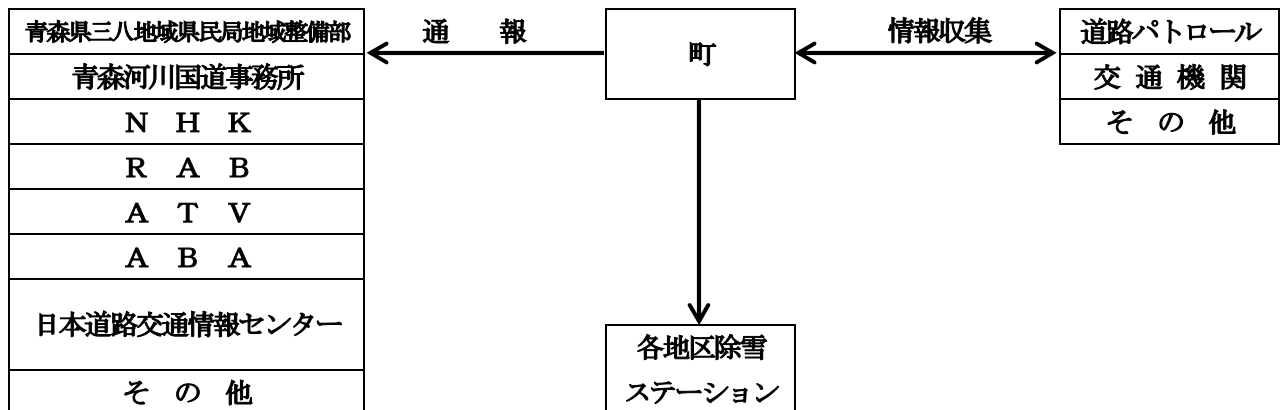
ア 情報の収集、連絡

- (ア) 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握する。

- (イ) 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

- (ウ) 異常事態が発生した場合は、速やかにNHK、RAB、ATV、ABA、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、青森県三八地域県民局地域整備部、国土交通省青森河川国道事務所等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



イ 豪雪災害時における体制

町域管轄の青森県三八地域県民局地域整備部に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、青森県三八地域県民局地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期する。

- (ア) 道路及びこれに関する情報連絡の強化
- (イ) 除雪機械及びオペレータの借上げ、応援に関する事前手配
- (ウ) 除排雪作業の強化及び計画的検討
- (エ) 除雪時期の検討
- (オ) パトロール強化及び写真その他資料の準備

ウ 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪になった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区 分	日交通量のおよその基準	除雪目標
第 1 種	1,000台以上／日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線確保を図る。
第 2 種	500～1,000台／日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第 3 種	500台未満／日	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一次交通不能となってもやむを得ない。

(3) 消防救急医療業務体制の確保

町消防計画による。

(4) 生活関連施設の確保

ア 通学通園路の確保

豪雪時には、町は、町民と協力し通学通園路を確保する。

イ 堆雪場の確保

堆雪場については、除排雪作業を効率的に実施するため、運搬作業に利用しやすい堆雪場の確保及び整備を図り、地域住民の生活と安全を確保する。

(5) 鉄道交通の確保

ア 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

イ 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

(6) 通信、電力供給の確保

送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は、早急に対応できるよう働きかける。また、町長はそれぞれの事業者を除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

(7) 交通安全対策及び交通の円滑化対策

ア 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、三戸警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

イ 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、三戸警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

ウ 除（排）雪作業を実施する場合、三戸警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

(8) 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

(9) 応援協力関係

ア 町自らの除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施又はこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第2節 火山災害対策

1 予防対策〔各課共通〕

活動的火山である岩木山、八甲田山、恐山及び十和田の火山現象から住民の生命、身体及び財産を保護するため、噴火警報等の伝達、観測体制の確立等を図るものとする。

火山周辺市町村	岩木山	：弘前市、鰯ヶ沢町、西目屋村
	八甲田山	：青森市、黒石市、十和田市、平川市
	恐山	：むつ市
	十和田	：十和田市、平川市、新郷村

(1) 情報収集・連絡体制の整備

- ア 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、常時遠望観測を実施するほか、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
- イ 噴火警報等を迅速かつ確実に住民等に伝達するため防災行政無線を整備する。
- ウ 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 災害応急体制の整備

- ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- ア 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- イ 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(4) 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」によるほか、次のとおりとする。

- ア 予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定しておく。
- イ 火山活動の状況に応じた登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ適切に行うための計画を策定しておく。
- ウ 関係市町村及び関係機関の協議等により、火山周辺で地域住民が居住している範囲を火山災害対策計画における「居住地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警報発表時に必要十分な避難対策が行えるようにする。

(5) 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

- ア 第3章第8節「防災訓練」によるほか、県、県警察等防災関係機関と緊密な連携のもとに、
*ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- イ 第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について、各火山の特性を考慮した火山ハザードマップ等の作成により地域住民等に周知徹底する。
- ウ 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平常時から地域住民等への周知徹底に努める。

『※ ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。』

2 応急対策〔総務課・消防本部・消防団〕

火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、次のとおり情報収集、伝達等を行うものとする。

(1) 実施責任者

火山現象による災害時における住民への火山情報、避難等の情報伝達等は、青森地方気象台及び県と連携し、町長が行う。

(2) 噴火警報等の発表及び伝達

噴火警報等の発表及び伝達は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

(3) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第4章第2節「情報収集及び被害等報告」によるほか、次による。

災害現場は山岳地であることから、町等防災関係機関の無線機を活用するほか、航空機による空中偵察によって災害情報を収集・伝達する。

災害情報の内容は、次のとおりとする。

ア 人的被害及び住家被害の状況

イ 要救助者の確認

ウ 住民等の避難状況

エ 噴火規模及び火山活動の状況

オ 被害の範囲

カ 避難路及び交通の確保の状況

キ その他必要と認める事項

(4) 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(5) 救助・救急活動

救助・救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

(6) 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

(8) 警戒避難対策

警戒避難対策は、第4章第5節「避難」によるほか、次による。

ア 噴火警報等の発表、又は異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。

イ 避難者の誘導については、火山の位置及び特性、地形等に留意し、あらかじめ定めた町、三戸消防署、三戸警察署等の役割分担、誘導方法、避難先等の避難計画に基づき実施する。

ウ 観光客、登山者等の対策として、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制を強化するとともに、登山規制、立入規制等の措置をとる。

エ 噴火警報等が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立入規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

(9) 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災

害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(10) 応援協力関係

ア 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策〔各課共通〕

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連絡体制の強化を図る。

(3) 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(4) 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策〔総務課・消防本部・消防団・関係各課〕

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動対応を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 実施責任者

航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

(2) 情報の収集・伝達

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。『火災・災害等即報要領』

ア 民間機の場合

イ 自衛隊機の場合

ウ 米軍機の場合

○ 資料編 5-3-1 「航空災害伝達系統図」

(3) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 搜索活動（防災関係機関の措置）

ア 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

イ その他の関係機関の措置

緊密に協力のうえ、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

(5) 救助・救急活動

ア 町長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ 防災関係機関の措置

(ア) 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

(イ) 三戸警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携のうえ、広域緊急援助隊等による救助活動を行う。

(ウ) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

(エ) 県の措置

市町村の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

(6) 医療活動

ア 町長の措置

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

イ 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

(7) 消火活動

ア 町長の措置

町長の措置については第4章第6節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

イ 防災関係機関の措置

(ア) 東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

(イ) 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

(ウ) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

(エ) 県の措置

市町村（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

(8) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

(9) 立入禁止区域の設定・避難誘導等

ア 町長の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

イ 防災関係機関の措置

(ア) 三戸警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講ずるとともに、町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

なお、その場合、この旨地元市町村へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

(イ) 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

(10) 災害広報・情報提供（町長の措置）

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等

からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(11) 応援協力関係

ア 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策〔建設課・総務課〕

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

(1) 鉄軌道の安全確保

ア 鉄軌道事業者の措置

(ア) 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(イ) 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

(ウ) 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

イ 町長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

ア 鉄軌道事業者の措置

- (ア) 事故災害発生直後における乗客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。
- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

イ 町長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制の改善を行う。

2 応急対策〔総務課・消防本部・消防団・関係各課〕

列車の衝突等が発生し、又は発生するおそれのある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

(1) 実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

(2) 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

『火災・災害等即報要領』

○ 資料編 5-4-1 「鉄道災害伝達系統図」

(3) 活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

イ 町長の措置

発災後速やかに非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 救助・救急活動

ア 鉄軌道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

イ 町長の措置

救助・救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努め

る。

(5) 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

(6) 消火活動

ア 鉄軌道事業者の措置

鉄軌道事業者における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

イ 町長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 鉄軌道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

イ 町長の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」による。

(8) 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(9) 災害復旧

鉄軌道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

(10) 応援協力関係

ア 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策〔総務課・関係各課〕

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

(1) 道路交通の安全確保

ア 道路管理者の措置

- (7) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (イ) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講ずる。また、道路防災対策事業等通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- イ 町長の措置
 - 国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。
- ウ 防災関係機関の措置
 - 三戸警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を提供するための体制の整備を図る。
- (2) 情報の収集・連絡体制等の整備
 - 情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策ができるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。
 - また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう努める。
- (3) 災害応急体制の整備
 - ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
 - イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。
- (4) 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備
 - ア 道路管理者の措置
 - 医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
 - イ 町長の措置
 - 災害時の救助・救急、医療及び消防活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。
- (5) 防災訓練の実施
 - ア 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
 - イ 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。
- (6) 施設、設備の応急復旧活動体制の整備
 - 道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。
- (7) 防災知識の普及
 - 道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- (8) 再発防止対策の実施
 - 道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2 応急対策 [総務課・消防本部・消防団・関係各課]

道路構造物の被災等が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

(1) 実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行うものとする。

(2) 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

『火災・災害等即報要領』

○ 資料編 5-5-1 「道路災害伝達系統図」

(3) 活動体制の措置

ア 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

イ 町長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 救助・救急活動

ア 道路管理者の措置

関係機関による迅速なかつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

イ 町長の措置

救助救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

(5) 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 消火活動

ア 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り努力するよう努める。

イ 町長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧輸送活動を行う。

(8) 危険物の流出に対する応急対策

ア 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

イ 防災関係者の措置

(ア) 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

(イ) 三戸警察署の措置

危険物の流出が認められた場合に直ちに防除活動を行うほか、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

(9) 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

ア 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

イ 三戸警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

(10) 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4省第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(11) 災害復旧

同管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

(12) 応援協力関係

ア 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策〔各課共通〕

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

(1) 現 況

地域内の危険物施設等は、次のとおりである。

○ 資料編 5－6－1 「危険物施設等」

ア 危険物施設

イ 高圧ガス施設

- (ア) 液化石油ガス製造施設
- (イ) 一般高圧ガス製造施設
- (ウ) 火薬類施設

(2) 危険物施設の安全性の確保

ア 規 制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備
- (イ) 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- (ウ) 予防規程の作成
- (エ) その他法令で定められた事項

イ 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- (イ) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- (ウ) 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- (エ) 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

ウ 保安教育

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

エ 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏洩等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (ア) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (イ) 保安検査、定期点検
- (ウ) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (エ) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (オ) 防災訓練の実施

オ 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

(3) 高圧ガス

ア 規 制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- (ア) 高圧ガス施設の位置、構造及び設置
- (イ) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
- (ウ) 危害予防規程の作成
- (エ) その他法令で定められた事項

イ 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者に対して次の保安指導を行う。

- (ア) 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- (イ) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取り扱い及び消費並びに容器の製造及び取り扱い
- (ウ) 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- (エ) 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

ウ 保安教育等

- (ア) 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- (イ) 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。
- (ウ) 県及び高圧ガス関係団体は、保安活動促進週間を設定し、関係者の防災意識の高揚を図る。

エ 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術指導を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (ア) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (イ) 定期自主検査
- (ウ) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (エ) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (オ) 防災訓練の実施

(4) 火薬類施設

ア 規 制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- (ア) 火薬類施設の位置、構造及び設備
- (イ) 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- (ウ) 危害予防規程の作成
- (エ) その他法令で定められた事項

イ 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- (ア) 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理

- (イ) 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
- (ウ) 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- (エ) 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

ウ 保安教育等

- (ア) 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- (イ) 県は、研修会等を開催するとともに、危害予防週間を設定し、関係者の防災意識の高揚を図る。

エ 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (ア) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (イ) 定期自主検査
- (ウ) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (エ) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (オ) 防災訓練の実施

(5) 毒物・劇物施設

ア 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- (ア) 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- (イ) 毒物劇物取扱責任者の選任
- (ウ) 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置
- (エ) その他法令で定められた事項

イ 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- (ア) 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- (イ) 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- (ウ) 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

ウ 保安教育

営業者等は、保安管理の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

エ 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (ア) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (ウ) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (エ) 防災訓練の実施

(6) 放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

(7) 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(8) 災害応急体制の整備

ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

(9) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

災害時の救助・救急、消防活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(10) 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

(11) 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

(12) 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・自業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(13) 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

2 応急対策[総務課・消防団・消防本部・関係各課]

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩等が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

(1) 実施責任者

ア 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、町長、八戸消防本部消防長及び知事が行う。

イ 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

(2) 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。『火災・災害等即報要領』

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

- イ 負傷者が5名以上発生したもの
- ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- エ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
- オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

○ 資料編 5-6-2 「危険物等災害情報通信伝達系統図」

(3) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

ア 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講ずる。
- (イ) 三戸消防署及び三戸警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の隊員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

イ 町長の措置

- (ア) 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- (イ) 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。
また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
- (ウ) 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村(消防機関)に対して応援を要請する。

- (カ) さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

ウ 三戸警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講ずる。また、市町村（消防機関）職員が現場にいないときは、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨市町村（消防機関）へ通知する。

(5) 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

ア 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

(ア) 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(イ) 知事、三戸警察署及び三戸消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町長の措置

上記（４）の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

ウ 三戸警察署の措置

上記（４）の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

(6) 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

ア 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

(ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講ずる。

(イ) 知事、三戸警察署及び三戸消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町長の措置

上記（４）の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

ウ 三戸警察署の措置

上記（４）の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

(7) 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

ア 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかに三戸警察署、三戸消防署に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町長の措置

(ア) 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

(イ) 大量放出に際しては、関係機関との連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

ウ 三戸警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

(8) 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

ア 放射線使用施設の管理者の措置

- (ア) 災害の発生について速やかに文部科学省、三戸警察署、三戸消防署に通報する。
- (イ) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。
- (ウ) 被害拡大防止措置を講ずる。
- (エ) 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう措置を講ずる。

イ 町長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講ずる。

ウ 三戸警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講ずる。

(9) 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」によるほか次により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(10) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(11) 危険物等の大量流出に対する応急対策

ア 危険物等が大量に流出した場合は、事故の原因者等は防除措置を講ずる。

イ 三戸消防署及び三戸警察署は、危険物等が大量に流出した場合は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(12) 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

(13) 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(14) 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

(15) 応援協力関係

ア 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県に応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市

町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策〔総務課・消防本部・消防団・関係各課〕

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を推進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

イ 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

(4) 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(5) 災害応急体制の整備

ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

(6) 救助・救急、医療及び消火体制の整備

ア 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。

イ 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

ウ 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多その適正な配置に努める。

エ 平常時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(7) 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

(8) 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(9) 防災知識の普及

ア 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及、啓発に努める。

ウ 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をととして防災に関する教育の充実に努める。

(10) 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第8節「防災訓練」により実施する。

2 応急対策〔総務課・消防本部・消防団・関係各課〕

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。

(1) 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、町長及び消防長が行う。

(2) 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

○ 資料編 5-7-1 「大規模な火事災害情報通信伝達系統図」

(3) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

(5) 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

(6) 消火活動

消火活動については第4章第6節「消防」により実施する。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

(8) 避難対策

避難対策については第4章第5節「避難」により実施する。

(9) 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

(10) 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(11) 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

(12) 応援協力関係

ア 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県に応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策〔農林課・建設課・関係各課・消防本部・消防団〕

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

(1) 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、第3章第2節「防災業務施設・設備等の準備」によるほか次により実施する。

ア 林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講ずる。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

- (ア) 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。
- (イ) 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。
- (ウ) 防火線の設置・整備とともに、防火樹の植栽に努める。

イ 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災特別地域対策事業を積極的に推進し、消防施設等の整備を図る。(県と協議の上、特別地域を決定するなど林野火災対策を計画的に充実強化する。)

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

ア 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

イ 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。

(ア) 空中消火用施設の整備

空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。

(イ) 消火資機材の整備

軽可搬式ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

(5) 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(7) 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第8節「防災訓練」による。

(8) 出火防止対策の充実

ア 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めることから、火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

(ア) 山火事防止運動強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（４月１０日～６月１０日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

(イ) 山火事防止対策協議会の設置

青森県三八地域県民局農林水産部の他の関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

(ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

(エ) ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等掲示したポスター、看板を設置し、又は横断幕等を掲げ注意を喚起する。

(オ) チラシ、パンフレット等の作成・配布

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

(カ) 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透を併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター、作文等の募集を行う。

(キ) 広報車及びパレードの巡回宣伝

山火事防止運動強調期間の期間中は、広報車等により巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

(ク) 火入れに関する条例の遵守

農林業従事者に対し、三戸町火入れに関する条例を遵守させるとともに、作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促す。なお、林業機械による林野火災の発生も増加していることから、その使用についても十分指導する。

イ 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに山火事防止運動強調期間には森林火災予防巡視員を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監督を徹底する。

2 応急対策〔農林課、建設課、関係各課・消防本部・消防団〕

大規模な林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講ずる。

(1) 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、町長及び消防長が行う。

(2) 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおり

とし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

○ 資料編 5-8-1 「大規模な林野火災情報通信系統図」

(3) 活動体制の確立

ア 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

イ 現場指揮本部の設置等

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

(7) 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

○ 資料編 5-8-2 「指揮系統図」

(1) 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

(2) 現場指揮本部の編成及び任務

a 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。

○ 資料編 5-8-3 「編成図」

b 任 務

(a) 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- 1 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- 2 交替要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- 3 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- 4 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

- (b) 連絡調整班
町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。
 - (c) 状況偵察班
火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。
 - (d) 情報班
各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。
 - (e) 補給班
各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。
 - (f) 通信記録班
各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。
なお、記録責任者のもとに確実に記録をとる。
 - (g) 広報班
不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の状況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を住民に提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。
 - (h) 応援隊誘導隊
地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊を部署位置まで誘導する。
- (4) 救助・救急活動
救助救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。
- (5) 医療活動
医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。
医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。
- (6) 消火活動
消火活動については第4章第6節「消防」によるほか次により実施する。
- ア 地上消火
地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施する。
 - イ 空中消火
空中消火は、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮したうえで、次の場合に、状況にあった最適な消火法を選定し、県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の災害派遣を要請して実施する。
 - (イ) 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
 - (イ) 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合
 - (ウ) 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御力が不足し、又は不足すると判断される場合
 - ウ 残火処理
火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

エ 空中消火資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊第9師団八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材並びに東北森林管理局が備蓄している資機材を活用する。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

(8) 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。

ア 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

イ 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。

ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、町長は、当該住民に避難の勧告・指示をする。避難の方法は、第4章第5節「避難」による。

(9) 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

(10) 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(11) 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

(12) 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

(13) 応援協力関係

ア 町自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする

1 災害復旧手続体制の確立

- (1) 町長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じた次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、災害復旧に迅速、適切な対応をする。
 - ア 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
 - イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
 - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯がわかるように事務処理を行っておくこと
 - エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと
- (2) 指定地方公共機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。

2 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないよう考慮し、改良復旧を加味した諸工法について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施できるよう提案する。
- エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ 査定に欠格、失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、県単独災として実施するよう働きかける。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 砂防設備災害復旧事業
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (カ) 道路災害復旧事業
- (キ) 公園災害復旧事業
- (ク) 下水道災害復旧事業

イ 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3 災害復旧資金の確保（県総務部、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連絡の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ 災害つなぎ資金の融通

県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討したうえ、計画的復興を行う場合は次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講ずるよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講ずるものとする。

1 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害のため、勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失した者に対し、次のとおり必要なあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災者以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対して求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2 租税の徴収猶予、減免（税務課、関係各課）

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して次の措置を講ずる。

「郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除」

4 生業資金の確保（住民福祉課、県健康福祉部、町社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申 込 先：三戸町社会福祉協議会

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申 込 先：住民福祉課、三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：三戸町

申 込 先：住民福祉課

5 生活再建の支援（国、県、町）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6 義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、町、住民福祉課）

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受け入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、配分委員会による協議のうえ、町を通じて被災者に配分する。また、町で受け入れた義援金は適切に保管し、町配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7 住宅災害の復旧対策等（県土整備部、三戸町）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び町は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

町は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

8 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

9 農業災害補償（県農林水産部・農林課）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務が迅速かつ適正に行われるよう指導する。

10 漁業災害補償（県農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）

に基づく漁業共済については、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11 罹災証明の交付体制の確立（町、税務課）

罹災証明の交付体制の確立し、迅速な被災証明の交付を行う。

12 被災者の住宅確保の支援（県土整備部、建設課）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入居を行う。

13 援助、助成措置の広報等（県関係部局、まちづくり推進課）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。